

(案)

札幌市地域福祉社会計画 2024

【2024 年度～2029 年度】

札幌市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画	4
(2) 市の総合計画との関係性	4
(3) 市の他の個別計画との関係性	4
※ 札幌市成年後見制度利用促進基本計画との統合について	5
(4) 札幌市社会福祉協議会の「さっぽろ市民福祉活動計画」との関係性	5
(5) SDGs（持続可能な開発目標）との関係性	6
3 計画期間	6
4 計画の策定体制	7
(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会	7
(2) 札幌市内部の検討体制	7
(3) 地域福祉に関する意見交換会	8
(4) 地域の福祉活動に関する市民意識調査	8
第2章 計画策定の背景	9
1 国の検討状況	10
(1) ニッポン一億総活躍プラン〔平成28年(2016年)6月2日閣議決定〕	10
(2) 地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程	10
(3) 社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行、令和3年4月1日施行）	12
2 孤独・孤立対策	16
3 第4期札幌市地域福祉社会計画〔平成30年(2018年)策定〕の振り返り	18
(1) 第4期札幌市地域福祉社会計画について	18
(2) 第4期札幌市地域福祉社会計画の取組の成果	19
(3) 第4期札幌市地域福祉社会計画の振り返り	21
4 札幌市成年後見制度利用促進基本計画の振り返り	22
5 地域福祉を取り巻く現状	24
(1) 人口構造の変化	24
(2) 地域で支援を必要とする方の現状	29
(3) 地域福祉を支える活動者の動向	34

6 第5期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題	39
---------------------------------	----

第3章 計画の理念・目標と体系

41

1 札幌市が目指す地域福祉の方向性	42
(1) 地域共生社会の実現について	42
(2) 住民に身近な圏域での体制整備について	42
(3) 市区圏域での体制整備について	43
2 基本理念	44
3 基本目標	45
4 計画の体系	46

第4章 施策の展開

47

基本目標Ⅰ 地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

48

1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援	49
(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進	50
(2) サロン活動の推進	50
(3) 地区福祉のまち推進センター及び活動者への支援	50
(4) 課題調整の中核を担う活動者の育成	50
2 住民等による地域福祉活動の推進	52
(1) 地域福祉活動の情報提供、普及啓発	53
(2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進	53
(3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実	54
(4) ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援	54
(5) 各種ボランティアの養成	54
(6) ボランティア活動センターの運営	54
(7) 寄付文化の醸成	55
(8) 民生委員・児童委員活動の支援	55
3 支え合いながら地域で生活するための環境整備	56
(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施	57
(2) 福祉用具、介護用品の普及啓発	58

(3) 自主防災活動の推進	58
(4) 要配慮者避難支援対策事業の推進	58
(5) 個別避難計画作成の推進	58
(6) 要配慮者二次避難所（福祉避難所）の運営体制整備	58
(7) 災害ボランティアセンターの体制整備	59
(8) 災害医療体制の充実・強化	59
基本目標Ⅱ 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます	60
4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実	61
(1) 在宅生活を支援するサービスの充実	62
(2) 相談支援機関の充実	62
(3) 各種専門職の資質向上	63
(4) 事業者の情報提供	63
5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進	64
(1) 地域連携ネットワークづくりに向けた取組	65
(2) 制度周知の広報活動	65
(3) 制度利用につながる相談支援・体制整備	66
(4) 成年後見制度利用支援事業の実施	66
(5) 日常生活自立支援事業の利用促進と成年後見制度への移行支援	66
(6) 後見人となる人材の確保・育成・支援	66
(7) 後見人に対する支援	67
6 生活困窮者への支援体制の充実	68
(1) 自立相談支援事業	69
(2) 住居確保給付金	69
(3) 家計改善支援事業	70
(4) 一時生活支援事業	70
(5) 就労準備支援事業（就労ボランティア体験事業）・認定就労訓練事業	70
(6) 子どもの学習支援事業（札幌まなびのサポート事業）	70
基本目標Ⅲ 様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します	71
7 地域福祉推進のための連携の取組	72

(1) 地域福祉における多様な主体の連携	73
(2) 複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築	74
(3) 地域住民の活動をつなぐ取組	74

第5章 計画の推進について75

1 計画の推進体制	76
(1) 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進	76
(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進	76
2 計画の進行管理・評価	76
(1) 計画の進行管理	76
(2) 計画の評価	76
3 成果指標	77

資料編	81
(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会	82
(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿	82
(2) 審議会での検討経過	83
2 地域福祉に関する地区意見交換会	84
(1) 開催地区及び開催日	84
(2) 参加いたがいた方々	84
(3) 各地区での主な意見	84
3 地域の福祉活動に関する市民意識調査	90
(1) 地域活動について	90
(2) 場所との付き合いについて	93
(3) 住民による支え合い活動について	97
(4) 札幌市の地域福祉施策について	98
4 パブリックコメント	99
(1) 実施概要	99
(2) 意見概要	99

資料編については
今後作成予定

第1章

計画の策定にあたって

本章の内容

本章では、札幌市地域福祉社会計画 2023 の策定にあたって、計画策定の趣旨と計画の位置づけについて記載した上で、計画期間と計画の策定体制について紹介しています。

1 計画策定の趣旨

2 計画の位置づけ

3 計画期間

4 計画の策定体制

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 7 年(1995 年)に札幌市地域福祉社会計画を策定し、地域の住民や関係機関、企業等の事業者（以下「事業者」という。）等と協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

一方で、少子高齢化や核家族化の進行、令和 2 年(2020 年)からの新型コロナウイルス感染症の流行等によって、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しました。

地域のつながりの希薄化により社会的孤立や、8050 問題、ダブルケア、引きこもりといった複合的な課題や狭間の課題を抱えた世帯の増加、地域福祉活動の担い手の不足など、地域福祉における課題は多様化・複雑化しています。

こうした中、国では「ニッポン一億総活躍プラン」や、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ¹を育成し、公的な福祉サービスと共同して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を掲げ、住民に身近な圏域での体制整備や市町村における包括的な相談体制の整備の必要性を示しました。

その実現に向けて、社会福祉法を改正し、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的・重層的な支援体制の確立に向けた地域福祉施策を推進しています。

本市では、平成 30 年(2018 年)に第 4 期となる地域福祉社会計画を策定し、福祉のまち推進事業をはじめとする様々な取組を実施してきましたが、

¹ 【地域コミュニティ】町内会・自治会や各種団体などの、地域の住民同士のつながりや集まりのこと。

地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな福祉ニーズに対応した取組をより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな地域福祉社会計画を策定いたします。

この計画は、地域の住民などの地域福祉活動への主体的な参加や、関係機関、事業者及び行政などの連携によって、地域福祉に関連する取組を進めることで、「互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、みんなで創る安心して暮らし続けられるまち」を実現することを目的としています。

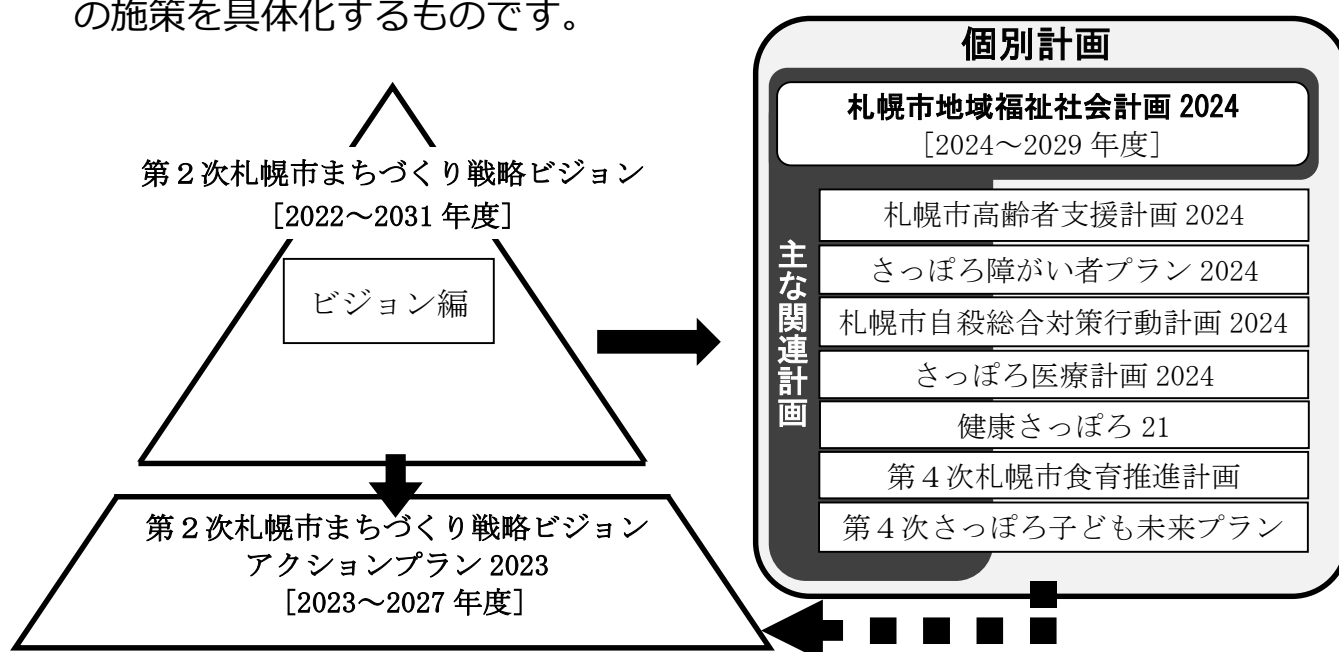
2 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、本市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めます。

(2) 市の総合計画との関係性

本計画は、本市の総合計画である第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン〔令和 4 年度～令和 13 年度〕の基本的な方向に沿って策定することとされている個別計画の一つとして位置づけられ、本市の地域福祉分野の施策を具体化するものです。



(3) 市の他の個別計画との関係性

本市では、対象（高齢者・障がいのある方・子ども等）や、分野（福祉・保健・医療等）ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。社会福祉法において市町村地域福祉計画では「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めるとされていることから、本計画では、各個別計画における地域福祉分野に係る個別施策を盛り込み、他の個別計画と連携・調和を図ることで、地域福祉力のより一層の向上を目指します。

※ 札幌市成年後見制度利用促進基本計画との統合について

認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加により成年後見制度の必要性が高まる中、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定、実施するため、国では平成 28 年(2016 年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成 29 年(2017 年)には「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

本市においても、制度の利用が必要な人への支援や理解を進める対応が必要となることから、令和 3 年(2021 年)に「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「一人ひとりの意思と権利が尊重されみんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を基本理念として本市の権利擁護支援を推進しました。

この基本理念は本計画の目指す「地域共生社会」の実現と軌を一することから、改めて本市の地域福祉施策の中に成年後見制度の利用促進を位置付け、単独計画であった札幌市成年後見制度利用促進基本計画を本計画に統合することとしました。

(4) 札幌市社会福祉協議会の「さっぽろ市民福祉活動計画」との関係性

民間の活動・行動計画として札幌市社会福祉協議会²が策定する「さっぽろ市民福祉活動計画」と市町村の行政計画として策定する「札幌市地域福祉社会計画」は、本市における地域福祉の推進を共通の目的としています。両計画の策定に際しては、地域の生活課題や地域福祉推進の理念や方向性などを共有する必要性があり、本計画に掲載される取組の中には「さっぽろ市民福祉活動計画」において具体化される取組もあるため、それぞれの審議会・策定委員会に委員として参画し合い連携しながら審議を進めました。

² 【社会福祉協議会】社会福祉を目的とする事業の企画及び実施等により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間組織。それぞれの都道府県、市区町村において、地域住民、社会福祉事業関係者などの関係機関が幅広く参加・協力し、様々な事業を行っている。

(5) SDGs（持続可能な開発目標）との関係性

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs〔エス・ディー・ジーズ〕）」とは、平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載されている令和 12 年(2030 年)までの国際的な共通目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、我が国においても積極的に取り組みが進められています。

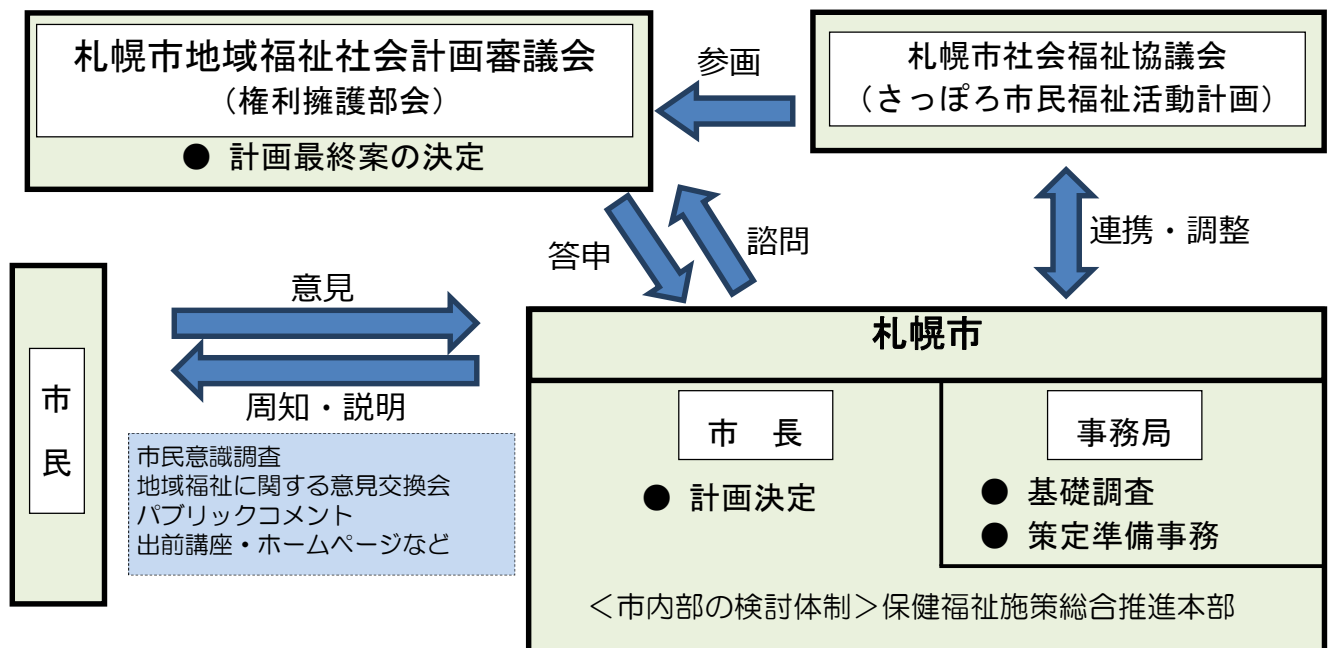
「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、「地域共生社会」の実現のための方向性と一致することから、本計画も、この SDGs の視点を踏まえたものとしていきます。



3 計画期間

計画期間は、令和 6 年(2024 年)度から令和 11 年(2029 年)度までの 6 年間とします。ただし、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

4 計画の策定体制



(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会

本計画の策定にあたっては、市の附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会において、審議が行われました。

審議会は、地域福祉活動に関わる団体の代表者、高齢・障がい・児童福祉に関わる団体の代表者、保健・医療に関わる団体の代表者、福祉サービスに関わる団体の代表者、教育関係者、学識経験者、公募による市民の 17 名により構成され、市長の諮問に応じて、全 6 回の審議を経て、計画案を市長に答申しました。

また、統合する成年後見制度利用促進基本計画の施策や取組について、医療、福祉、学識経験者、成年後見制度に関する福祉関係者や法律分野の専門職等の 13 名により構成される権利擁護部会（審議会内に設置）において、全 4 回の審議を実施しました。

(2) 札幌市内部の検討体制

本市の保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「札幌市保健福祉施策総合推進本部」において、他の個別計画と連携しながら、検討を進めました。

(3) 地域福祉に関する意見交換会

令和5年(2023年)7月から8月にかけて、市内10地区(各区1地区)で、地区福祉のまち推進センター³関係者、民生委員・児童委員⁴等、地域福祉活動に関係する方々との意見交換会を開催しました。

(4) 地域の福祉活動に関する市民意識調査

市民の地域活動への参加状況や近隣との交流状況、福祉のまち推進事業を含めた地域の支え合い活動に対する意識を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

- ・調査期間 令和4年(2022年)9月30日から10月16日まで
- ・調査方法 郵送により、返信用封筒で回収(無記名)
- ・調査対象者 16歳以上の市民から無作為抽出した3,000人
- ・有効回答数 1,079件(35.9%)

³【地区福祉のまち推進センター】市民による自主的な福祉活動を行う組織。ひとり暮らしの高齢者などを対象とした見守り活動やサロンの開催など、市民による支え合い活動を行っており、概ね連合町内会単位、市内89地区で組織化されている。

⁴【民生委員・児童委員】民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊産婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

第2章

計画策定の背景

本章の内容

本章では、まず、地域福祉に関する国の検討状況や今日的な課題への対応状況を紹介した後、第4期札幌市地域福祉社会計画と、本計画に統合する札幌市成年後見制度利用促進基本計画の振り返りを記載しています。さらに、本市の地域福祉を取り巻く現状に関する統計データも踏まえて、計画策定に際しての課題を整理しています。

1 国の検討状況

2 孤独・孤立対策

3 第4期札幌市地域福祉社会計画の振り返り

4 札幌市成年後見制度利用促進基本計画の振り返り

5 地域福祉を取り巻く現状

6 第5期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題

1 国の検討状況

(1) ニッポン一億総活躍プラン〔平成 28 年(2016 年)6 月 2 日閣議決定〕

少子高齢化への国の抜本的な対応策を示したニッポン一億総活躍プランにおいて、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会である「地域共生社会の実現」が掲げられています。

ニッポン一億総活躍プランの抜粋

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO¹との連携や民間資金の活用を図る。

(2) 地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程

地域共生社会の実現に向けた検討を行うため、国では平成 28 年 7 月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」、同年 10 月に「地域力強化検討会」等を設置し、その検討結果を受けて当面の改革工程を示しています。

【当面の改革工程で示された市町村における体制整備のイメージ】

1 「住民に身近な圏域」での体制整備

- 他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき

2 市町村における包括的な相談支援体制の整備

- 協働の中核を担う機能が必要

¹ 【NPO (Non Profit Organization)】 営利を目的としない民間の組織・団体。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）の抜粋

[平成 29 年(2017 年)2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部]

1. 地域課題の解決力の強化

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組、
「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちでの活動、「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる地域づくりを支援する、『他人事』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。
- 同時に、住民に身近な圏域において、各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人や NPO 法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけではなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超え『丸ごと』の相談を受け止める場を設けていく。
- 本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

3. 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。

(3) 社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行、令和 3 年 4 月 1 日施行）

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、社会福祉法が平成 30 年(2018 年)と令和 3 年(2021 年)にそれぞれ改正されました。

平成 30 年(2018 年)4 月施行の改正では、市町村は、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努めることが規定されました。

令和 3 年(2021 年)4 月の改正では、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指すものであると明確化されるとともに、市町村における包括的な支援体制構築のための一手法として、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

社会福祉法の抜粋

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他

の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく

事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

□ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

□ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 孤独・孤立対策

人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が進み、孤独・孤立の問題が顕在化してきたことを踏まえ、令和3年(2021年)12月に国では「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

また、令和5年(2023年)5月31日には「孤独・孤立対策推進法」が成立し、孤独・孤立状態にある方への支援等に関する取組についての基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等が定められ、地方公共団体は、地域の状況に応じた施策の実施が求められています。

こうした国の動向を踏まえ、札幌市においても、国が示す孤独・孤立対策の基本的考え方に基づいて取組を進めていく必要があります。

地域福祉、高齢者支援、障がい者支援、自殺対策、ひきこもり支援等の各分野に孤独・孤立対策の視点を取り入れ、各分野の取組を着実に進めるとともに、地域で孤立している方や支援を必要としている方への分野横断的な支援にも取り組んでいきます。

【孤独・孤立対策の重点計画】（令和3年12月28日策定、令和4年12月26日改定）

○孤独・孤立対策の基本理念（概要）

（1）孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ・孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るもの。当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない。
- ・一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的状態を指す。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。
- ・当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって様々であることに留意しつつ、当事者や家族等が「望まな

い孤独」及び「孤立」を対象に取り組む。

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ・孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境等によって多様。また、当事者のニーズや生活の基盤をおく地域の実情等も多様。

- ・その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目がなく息の長い、きめ細かな施策を推進する。加えて、当事者の家族等も含めて支援する観点からの施策を推進する。

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- ・当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。

- ・社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す。

- ・行政機関において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備した上で、住民組織や NPO 等との連携・協働により、安定的・継続的に施策を展開する。

3 第4期札幌市地域福祉社会計画[平成30年(2018年)策定]の振り返り

(1) 第4期札幌市地域福祉社会計画について

ア 基本理念

高齢者、障がいのある方、子どもを含むすべての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいに参画し、助け合えるような住みやすいまちづくりを目指すために、「みんなで支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」を基本理念としました。

イ 基本目標

基本目標Ⅰ

市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

様々な要因による社会的孤立を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、市民に助け合い・支え合いの意識を醸成し、地域福祉活動への主体的参加を推進しました。

基本目標Ⅱ

暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます

住民組織等での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談支援体制を整えました。また、制度の狭間等の課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けた検討を進めました。

基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを勧めます

高齢者や障がいのある方などを含む、市民のだれもが住み慣れた地域で暮らし続けられるように生活環境の整備を進めました。併せて、災害時に備えた地域での支え合いの取り組みを推進しました。

(2) 第4期札幌市地域福祉社会計画の取組の成果

基本目標Ⅰ 市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上

指標	当初値 (2016年度)	2022年度	目標値 (2023年度)
福祉推進委員会の設置 (福祉推進委員会を組織している単位町内会の割合)	1,270 か所 (57.7%)	1248 か所 (58.5%)	1,500 か所 (68.2%)
※ 数値は各年度末時点の設置数			

施策2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進

指標	当初値 (2016年度)	2022年度	目標値 (2023年度)
ボランティア活動センターが 実施する研修の受講者数	13,357 人	46,757 人	80,000 人
※当初値は単年度の数値、2022年度及び目標値は当初値からの累計			

施策3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進

指標	当初値 (2016年度)	2022年度	目標値 (2023年度)
見守り協定を締結する 事業者数	7 社	20 社	15 社
※ 数字は各年度末時点の協定締結事業者数			

基本目標Ⅱ 暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます。

施策4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制の整備

指標	当初値 (2016年度)	2022年度	目標値 (2023年度)
福祉除雪の地域協力員数	3,485 人	3,584 人	4,000 人
※ 数字は単年度の人数			

施策 5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実			
指標	当初値 (2016 年度)	2022 年度	目標値 (2023 年度)
※ 各指標は全て単年度の数字である			
生活困窮者の新規相談件数	3,335 人	10,969 人	4,000 人
個別支援プランの作成件数	839 件	979 人	1,600 件
生活困窮者の就労者数	647 人	502 人	1,000 人
学習支援事業参加者の 高校等進学率	100%	100%	100%
ネットワーク会議の 開催回数	3 回	2 回	4 回
施策 6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実			
指標	当初値 (2016 年度)	2022 年度	目標値 (2023 年度)
専門機関や住民組織を 包括的に結び付けるような 仕組みの検討	—	北区・東区での 支援調整課 モデル実施開始	仕組みの構築
基本目標Ⅲ 安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます			
施策 7 市民にやさしい生活環境づくりの推進			
指標	当初値 (2016 年度)	2022 年度	目標値 (2023 年度)
心のバリアフリー等に関する 市民への周知啓発回数	4 回	35 回	30 回
※当初値は単年度の数値、2022 年度及び目標値は当初値からの累計			
施策 8 災害時にも強い地域づくりの推進			
指標	当初値 (2016 年度)	2022 年度	目標値 (2023 年度)
要配慮者避難支援対策事業 地域組織への説明会等 支援実施回数	79 回	196 回	576 回
※当初値は単年度の数値、2022 年度及び目標値は当初値からの累計			

(3) 第4期札幌市地域福祉社会計画の振り返り

基本理念、計画目標に沿って施策展開を行った結果、十分な効果があったと評価できる項目・指標がある一方で、新型コロナウイルス感染症等により進捗に影響のあった項目・指標も多くありました。

新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した地域福祉活動を取り戻すための取組を進めるとともに、地域福祉活動の担い手の不足について、重要な課題として再認識していく必要があります。

4 札幌市成年後見制度利用促進基本計画の振り返り

令和3年(2021年)に策定した札幌市成年後見制度利用促進基本計画では、基本理念として「一人ひとりの意志と権利が尊重されみんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を掲げ、以下の3つの基本目標を立てました。また、計画の成果を確認するため基本目標ごとに成果指標を設定しています。

実施結果については以下のとおりとなっており、成年後見推進センターの設置等、概ね計画に沿って取組が進んでいます。

今後は、このような現状を踏まえて、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を更に推進していく必要があります。

実施効果（成果指標）	実施結果
基本目標1 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します	
<施策> ○権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築 <指標> ○中核機関及び協議会の設置 →2021年度末までに設置	2022年3月に中核機関として札幌市成年後見推進センターを設置し、広報業務や相談業務を中心に成年後見制度の利用の促進に向けた取組に努めました。 また、協議会として札幌市成年後見推進協議会を設置し、地域連携ネットワークを効果的に機能させるための取組について検討を進めました。 <実績> ○中核機関の設置 ・2021年度末に設置 ○協議会の設置 ・2022年度に設置

基本目標 2 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

<施策> ○制度利用につながる情報提供や相談の実施 ○成年後見制度利用支援事業の推進 ○後見人となる人材の育成・活用 ○適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備 <指標> ○成年後見制度の認知度 →2023 年度末までに 33% ○権利擁護支援に関する研修受講人数（累計） →2023 年度末までに 3,000 人 ○本人・親族申立ての報酬助成件数（累計） →2023 年度末までに 330 件	札幌市成年後見推進センターでは、パンフレットの作成やホームページの開設などの広報業務や、制度に関する一般的な内容や個別的な案件に関する相談業務等を実施しました。 また、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業の職員といった福祉の関係機関の職員を対象に研修を実施しました。 <実績> ○成年後見制度の認知度 ・2021 年度 30.1% ・2022 年度 35.5% ○権利擁護支援に関する研修受講人数 ・2021 年度 107 人 ・2022 年度 1,200 人 ○本人・親族申立ての報酬助成件数 ・2021 年度 116 件 ・2022 年度 325 件
---	---

基本目標 3 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

<施策> ○後見活動を支援する仕組みづくり <指標> ○後見活動等に関する相談対応 →2021 年度末までに実施 ○チーム構築の支援 →2021 年度末までに実施	成年後見推進センターでは、成年後見制度を利用する前段階での相談のみならず、既に制度を利用している方についても、親族後見人からの相談を受け付けています。 また、相談窓口の周知については、家庭裁判所と連携して親族後見人への案内を行いました。 チーム構築の支援についても 2022 年度から実施しています。 <実績> ○後見活動に関する相談支援 ・2022 年度から開始 ○チーム構築の支援 ・2022 年度から開始
--	--

5 地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口構造の変化

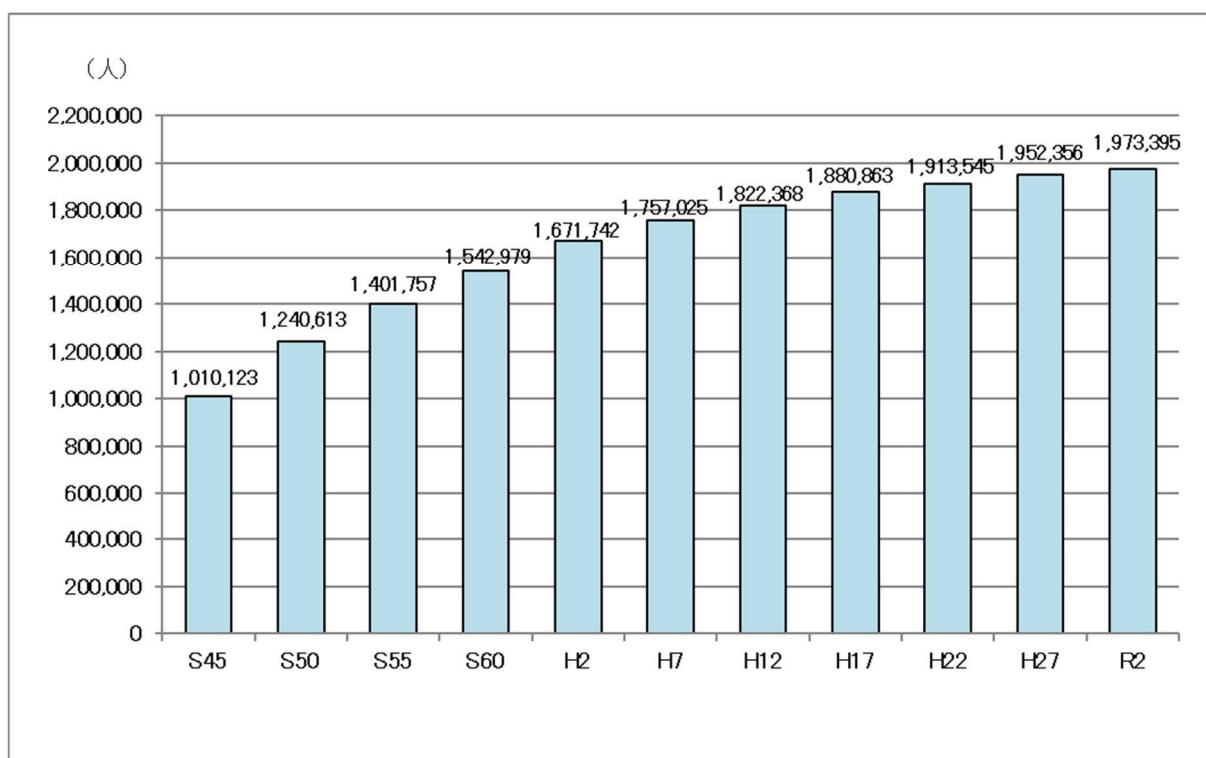
ア 少子高齢化の進行

本市は、昭和45年(1970年)の国勢調査で人口100万人を超え、わが国で8番目の100万都市となりました。

その後は、景気の停滞などによる社会増加の縮小、出生率の低下や高齢化の進行に伴う死亡数の増加などを要因として、人口増加規模は縮小傾向で推移したものの、人口増加自体は続き、令和2年(2020年)10月1日の国勢調査による総人口は、1,973,395人で、横浜市、大阪市、名古屋市に次いで、全国政令指定都市で4番目の人口規模となっています。

しかし、これまで増加傾向が続いてきた本市の人口について、減少局面を迎えており、人口構造の変化が予想されています。

・札幌市の総人口の推移（各年10月1日現在）



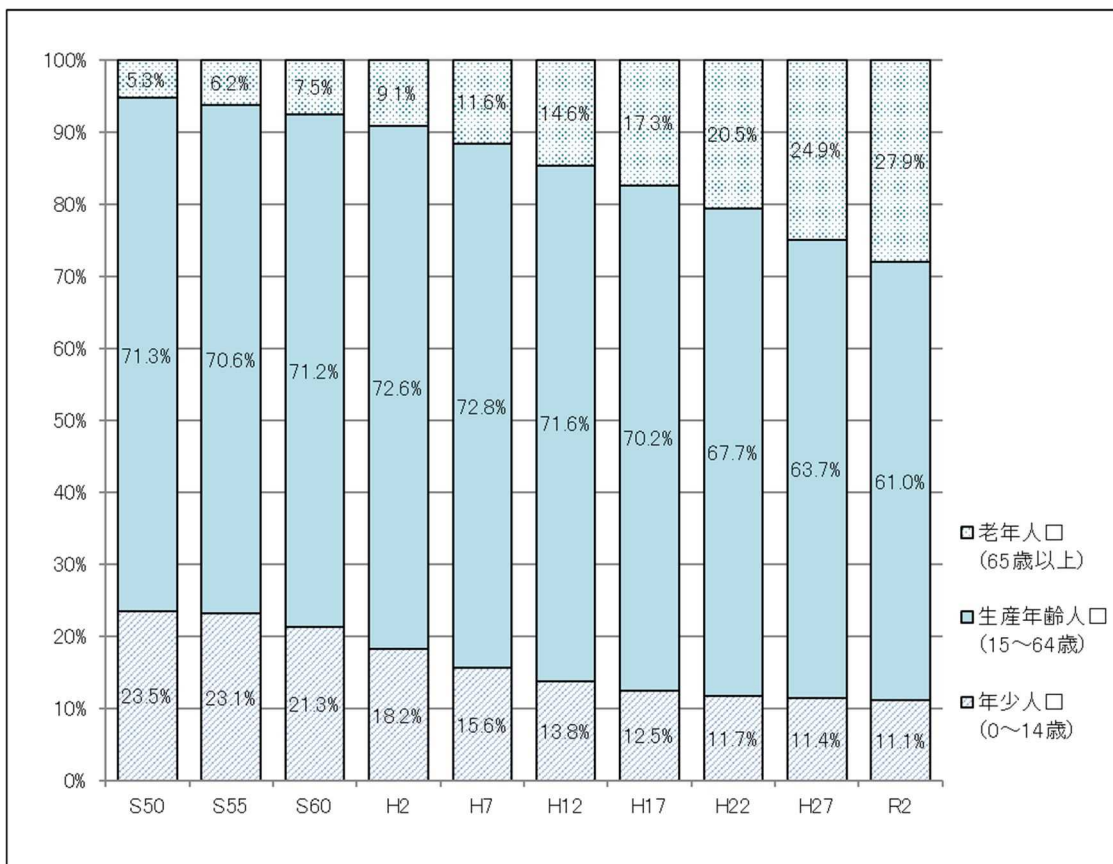
<資料> 総務省「国勢調査」

年齢別割合を見ると、老年人口の割合が増える一方で、生産年齢人口と年少人口の割合はともに低下しており、少子高齢化が進行しています。

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は、高齢社会といわれる14%を平成12年(2000年)に超えました。その後も高齢化率は上昇し、平成27年(2015年)の国勢調査では、超高齢社会といわれる21%を超えて24.9%となり、令和2年(2020年)には4人に1人以上が高齢者となっています。

高齢化率の上昇幅は、昭和50年から60年(1975年から1985年)までの10年間で2.2ポイントだったのに対し、平成22年から令和2年(2010年から2020年)までの10年間では、7.4ポイントと急激に拡大しています。

・札幌市の人口の年齢別割合の推移（各年10月1日現在）

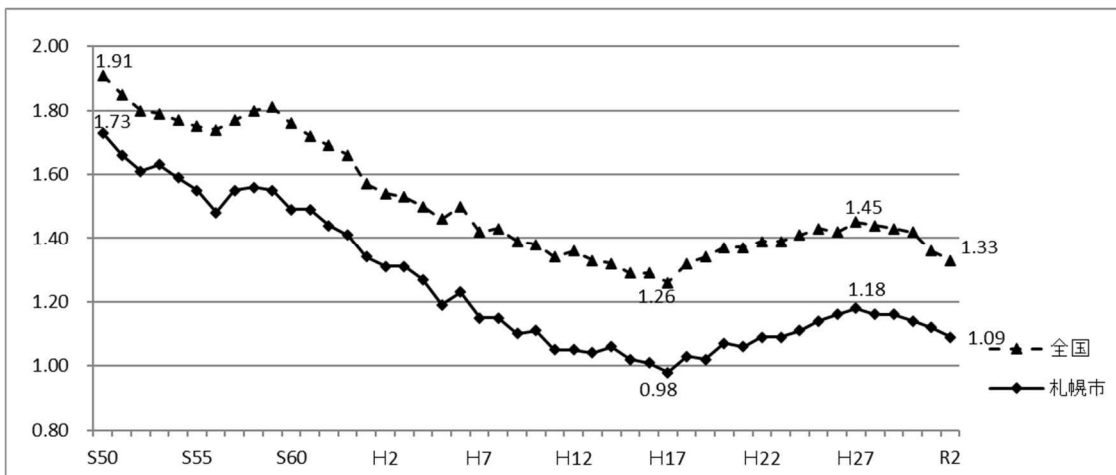


<資料> 総務省「国勢調査」

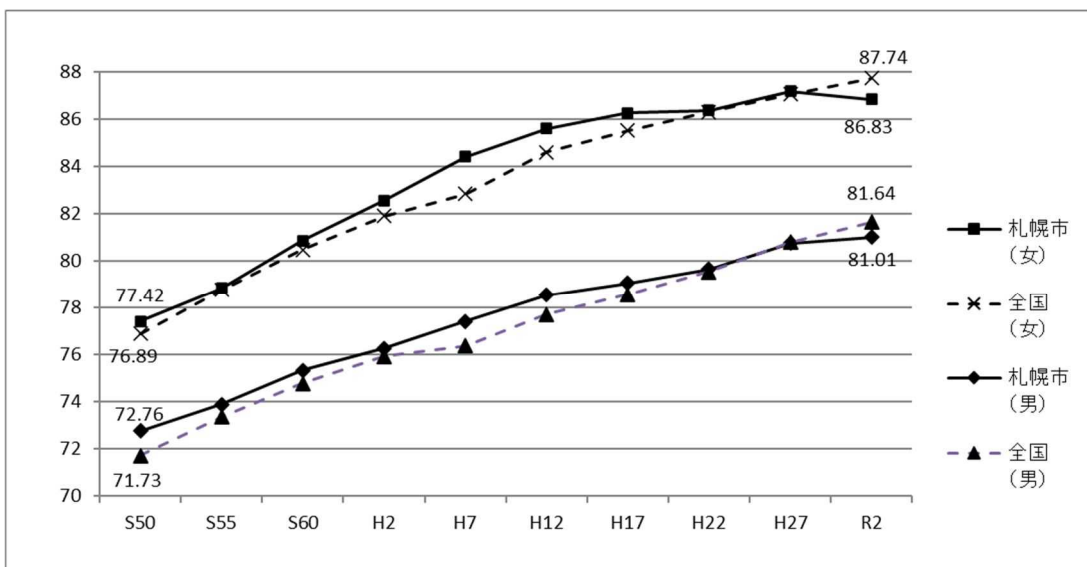
一人の女性が生涯に産む子どもの数を表す合計特殊出生率²は低下傾向にあり、札幌市においては、平成 17 年(2005 年)には、はじめて 1.00 を割り込み、0.98 となりました。その後、平成 27 年(2015 年)には 1.18 と上昇に転じたものの、令和 2 年(2020 年)には 1.09 と再び減少しており、人口を維持するのに必要とされる 2.07 を大きく下回っています。

また、平均寿命は男女ともに延伸傾向にあります。令和 2 年(2020 年)では、札幌市の女性の平均寿命が約 87 歳、男性の平均寿命が約 81 歳となっています。

・ 全国と札幌市の合計特殊出生率の推移



・ 全国と札幌市の平均寿命の推移



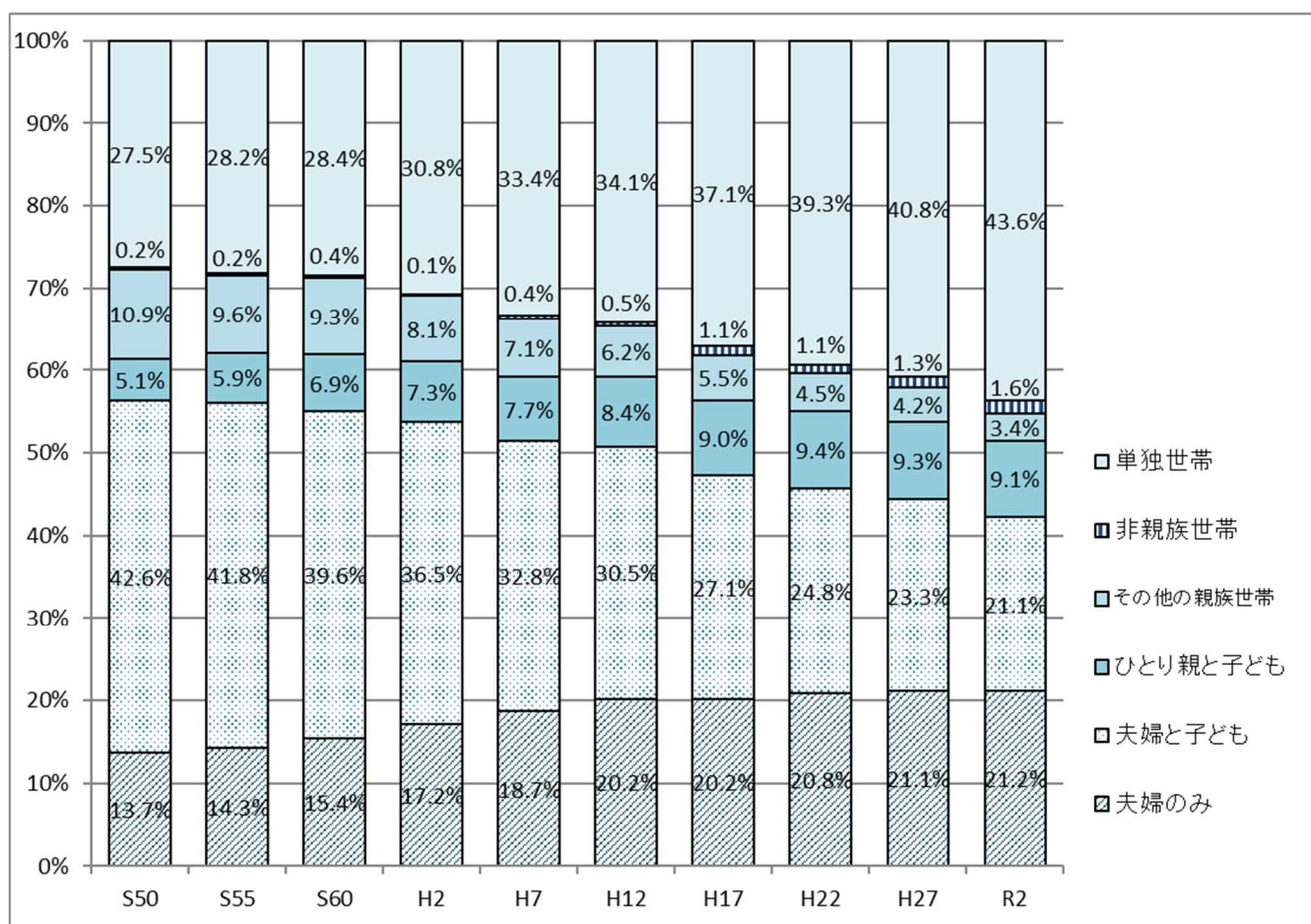
<資料> 厚生労働省「完全生命表」、札幌市「札幌市衛生年報」

² 【合計特殊出生率】 15 歳～49 歳の女性の年齢別出生率の合計。

イ 世帯構成の変化

家族類型別では、単独世帯（世帯人員が一人の世帯）の割合が最も高く、年々増え続け、令和2年(2020年)には、43.6%となっています。一方で、夫婦と子どもの世帯の割合は徐々に低下しています。

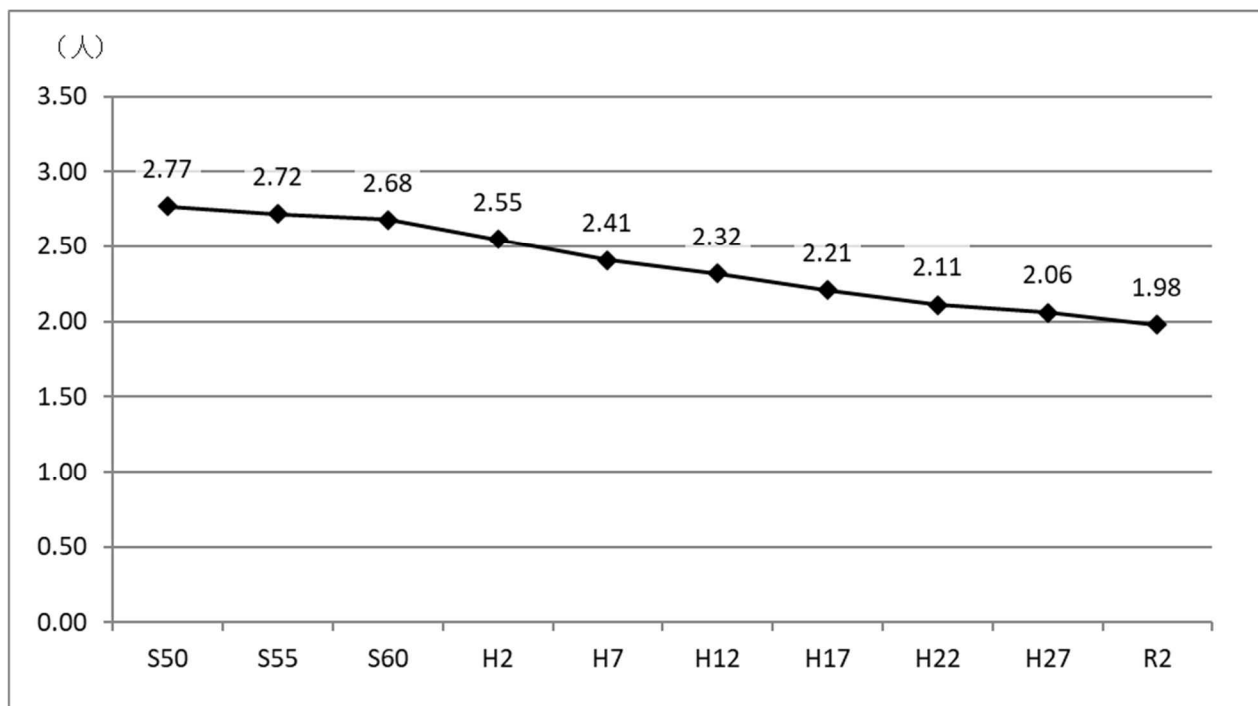
・札幌市の一般世帯の家族類型別割合（各年10月1日現在）



＜資料＞ 総務省「国勢調査」

平均世帯人員は年々減少しており、令和2年(2020年)の国勢調査では1.98人となっています。

・札幌市の平均世帯人員の推移（各年10月1日現在）



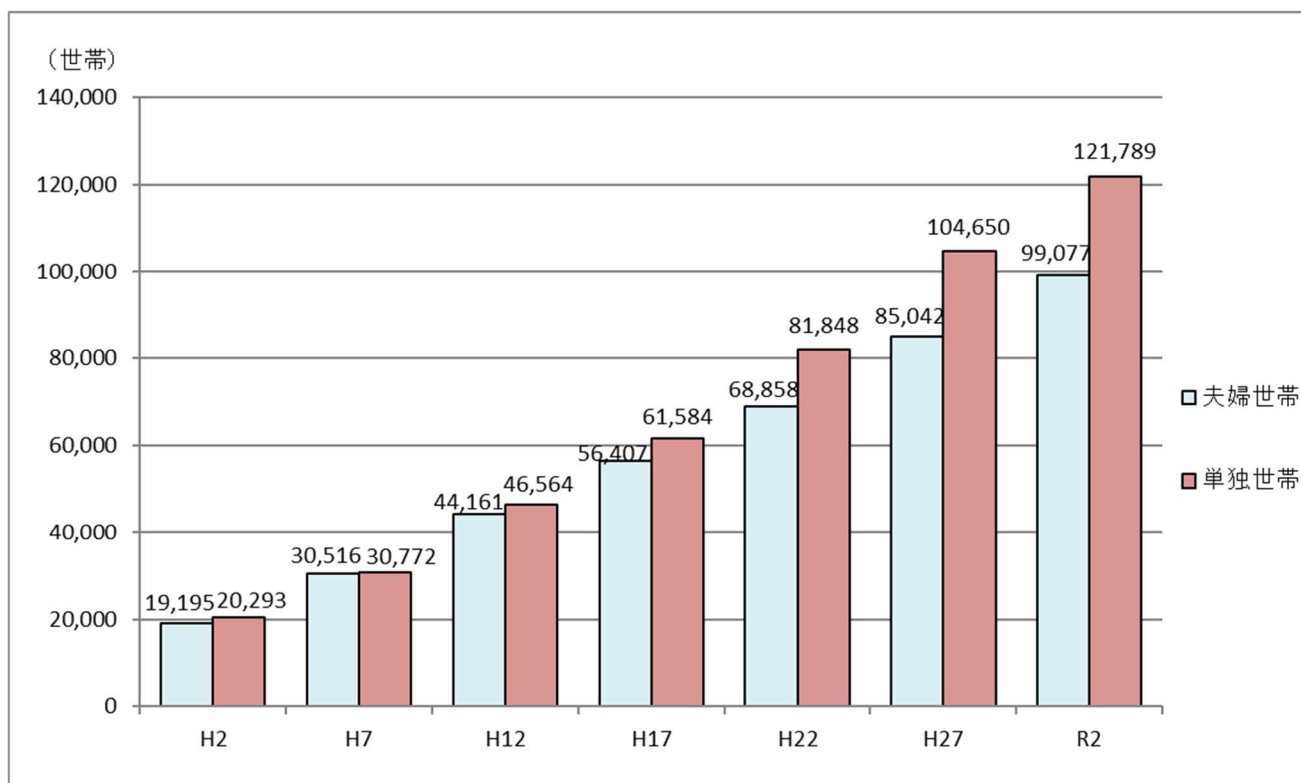
＜資料＞ 総務省「国勢調査」

(2) 地域で支援を必要とする方の現状

ア 高齢者の状況

高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や、ともに 65 歳以上の夫婦世帯が急速に増加しています。平成 27 年(2015 年)の国勢調査では、一人暮らし高齢者が 10 万世帯を超え、令和 2 年には 121,789 世帯となっています。また、ともに 65 歳以上の夫婦世帯も 99,077 世帯と増加しています。

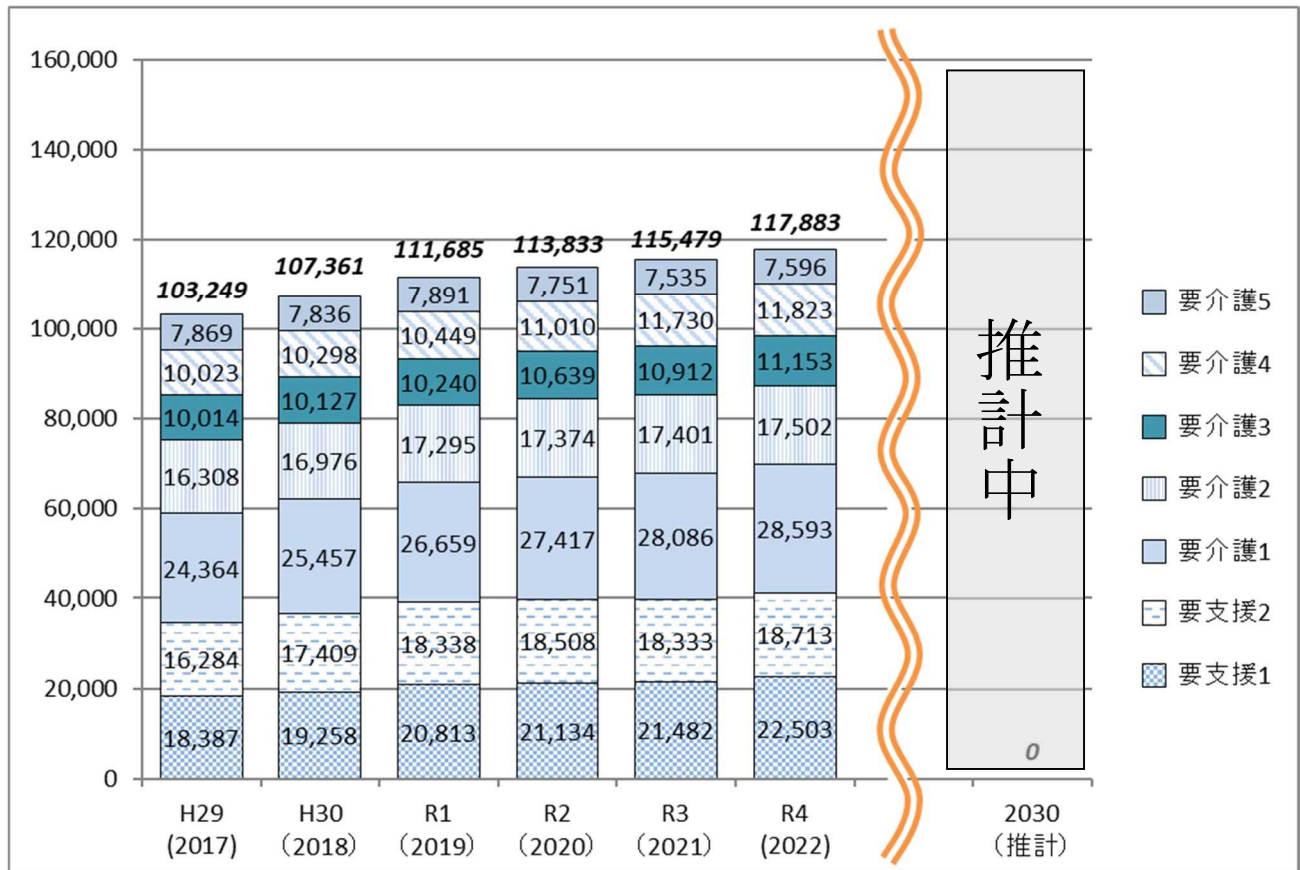
- ・札幌市の一人暮らし高齢者（65 歳以上の単独世帯）、ともに 65 歳以上の夫婦世帯の推移
(各年 10 月 1 日現在)



<資料> 総務省「国勢調査」

介護保険サービスを必要とする方は年々増え続けており、今後も増加傾向が見込まれています。

・札幌市の要介護等認定者数の推移と今後の見通し(各年 10 月 1 日現在)



<資料> 厚生労働省、札幌市

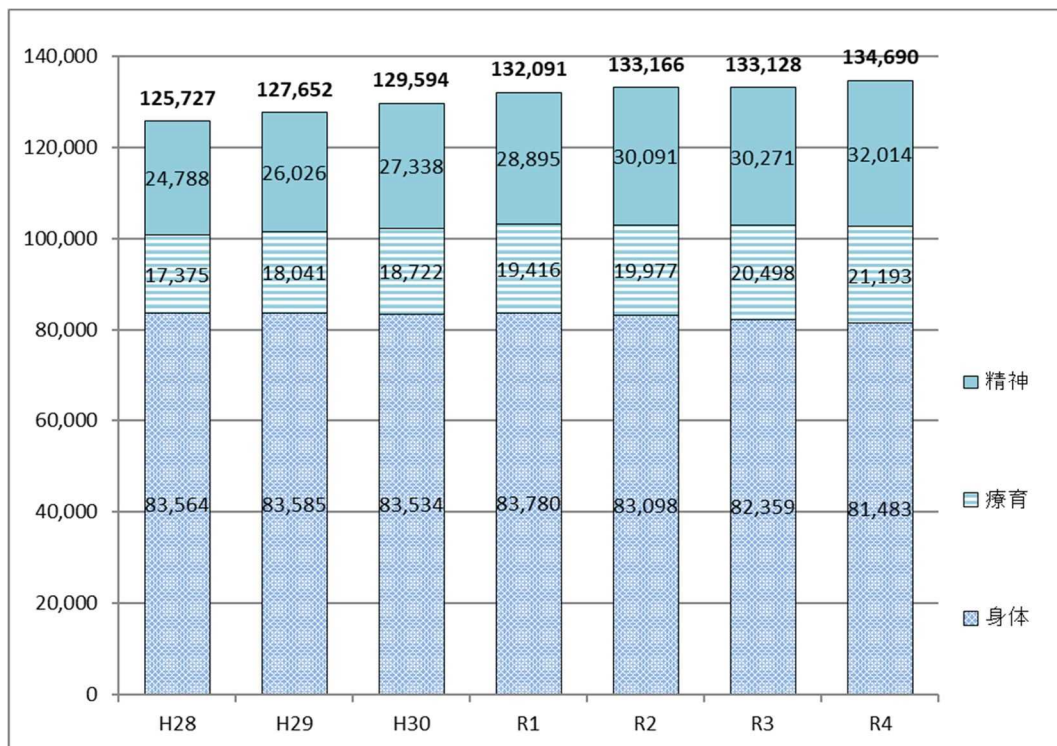
※数値は第1号被保険者と第2号被保険者の合計

イ 障がい者(児)の状況

障がい者手帳の交付者総数は年々増加しています。

身体障害者手帳の交付者数は横ばいの傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加の傾向にあります。

- 札幌市の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳被交付者数
(各年度末現在数)

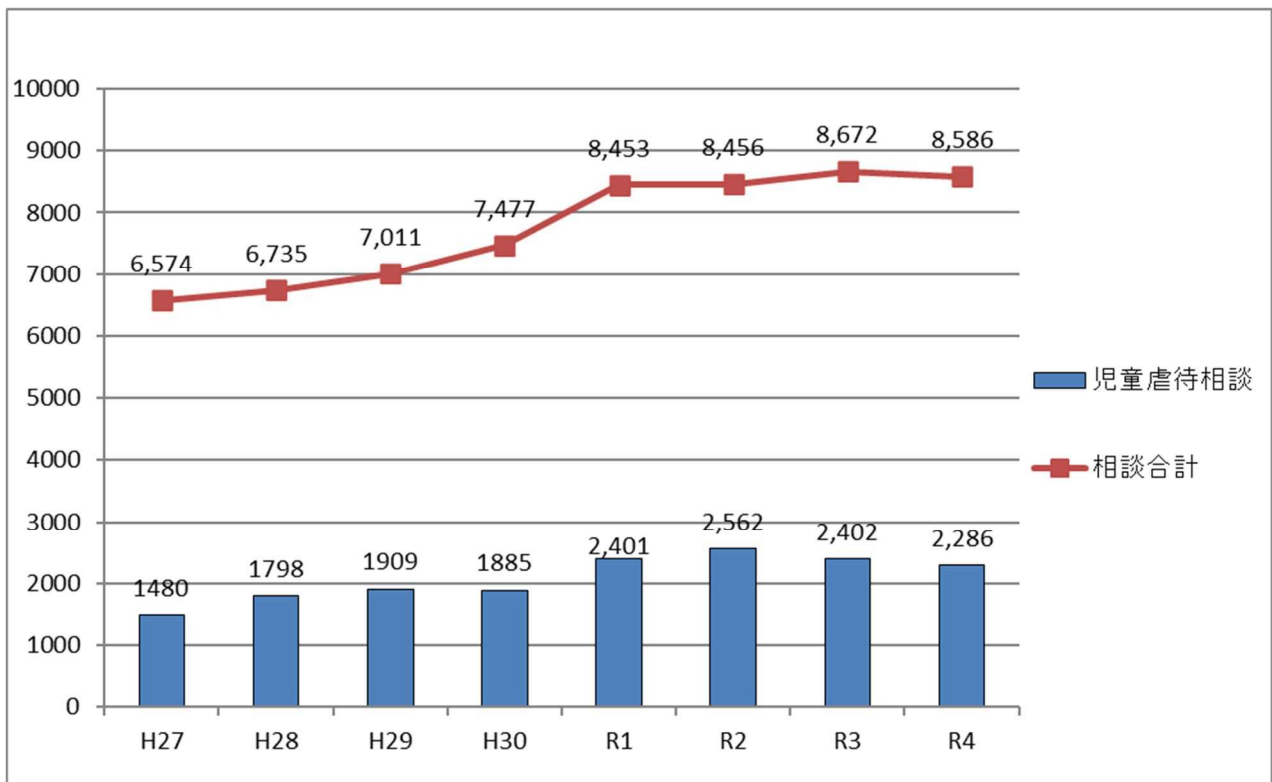


＜資料＞ 札幌市

ウ 課題に直面する子どもの状況

近年、児童相談所への相談件数は増加傾向にあり、児童虐待に関する相談については令和元年(2019年)度以降、2,000件を超えて推移しています。

・札幌市の児童相談所相談件数（うち児童虐待相談件数）（各年度の合計件数）



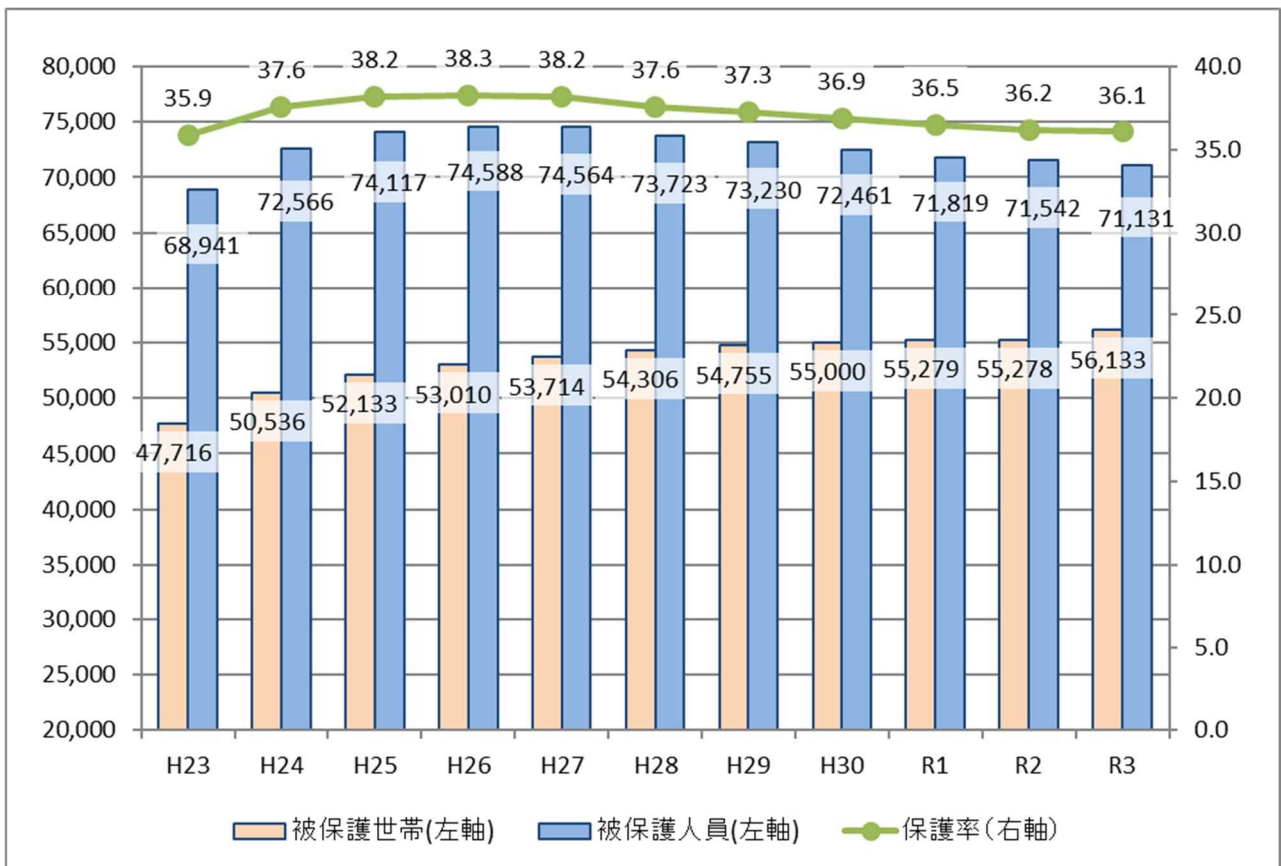
<資料> 札幌市

工 生活保護受給者の状況

生活保護の受給者数及び保護率は、平成 26 年(2014 年)度を境に減少傾向にあります。

一方、高齢化の進展とともに単身世帯が増加傾向にあり、受給世帯数については緩やかな増加が続いています。

・ 札幌市の被保護世帯、被保護人員、保護率の推移（各年度平均）



<資料> 札幌市

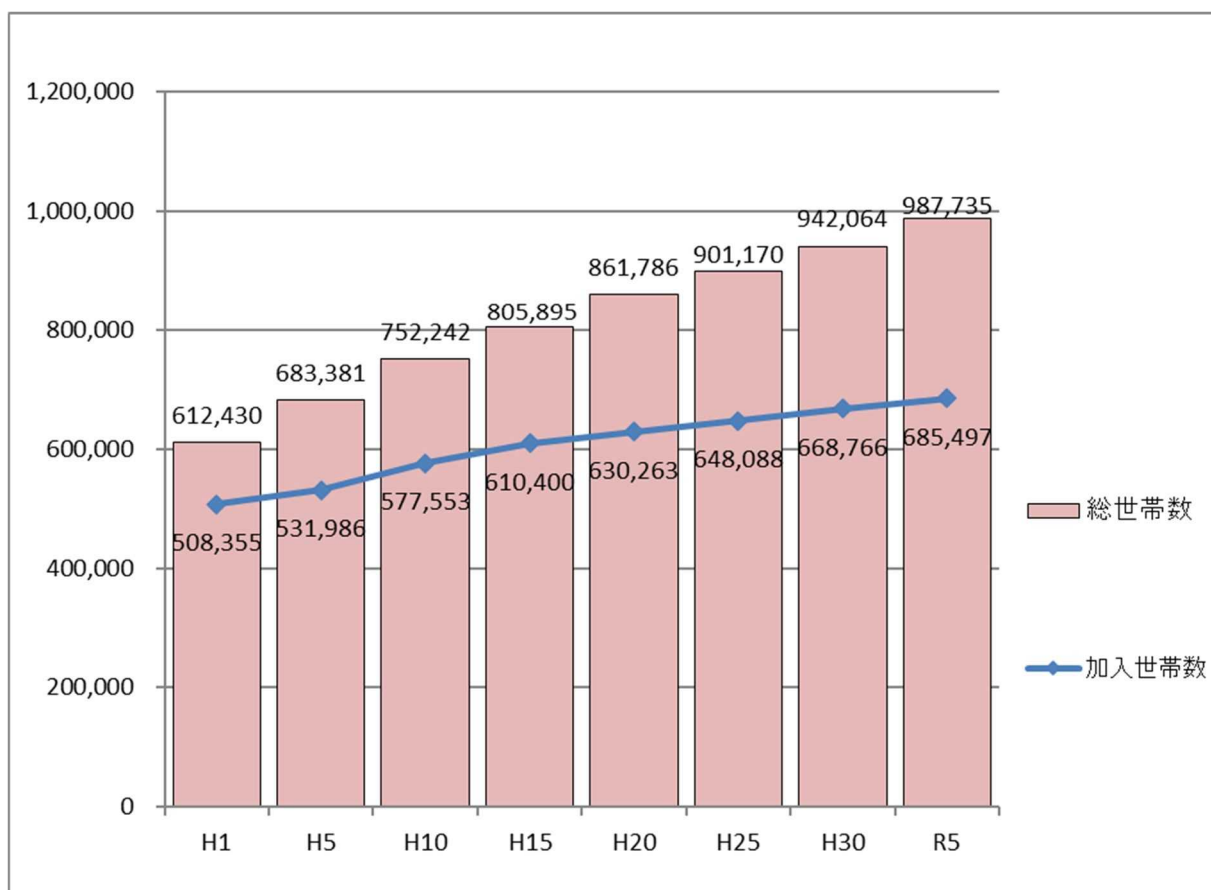
(3) 地域福祉を支える活動者の動向

ア 町内会の活動

都市化の進行、住環境の変化、市民の生活様式の変化等により、地域社会に対する市民の意識が変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近隣の付き合いが希薄になり、地域への帰属意識が低下していると考えられます。

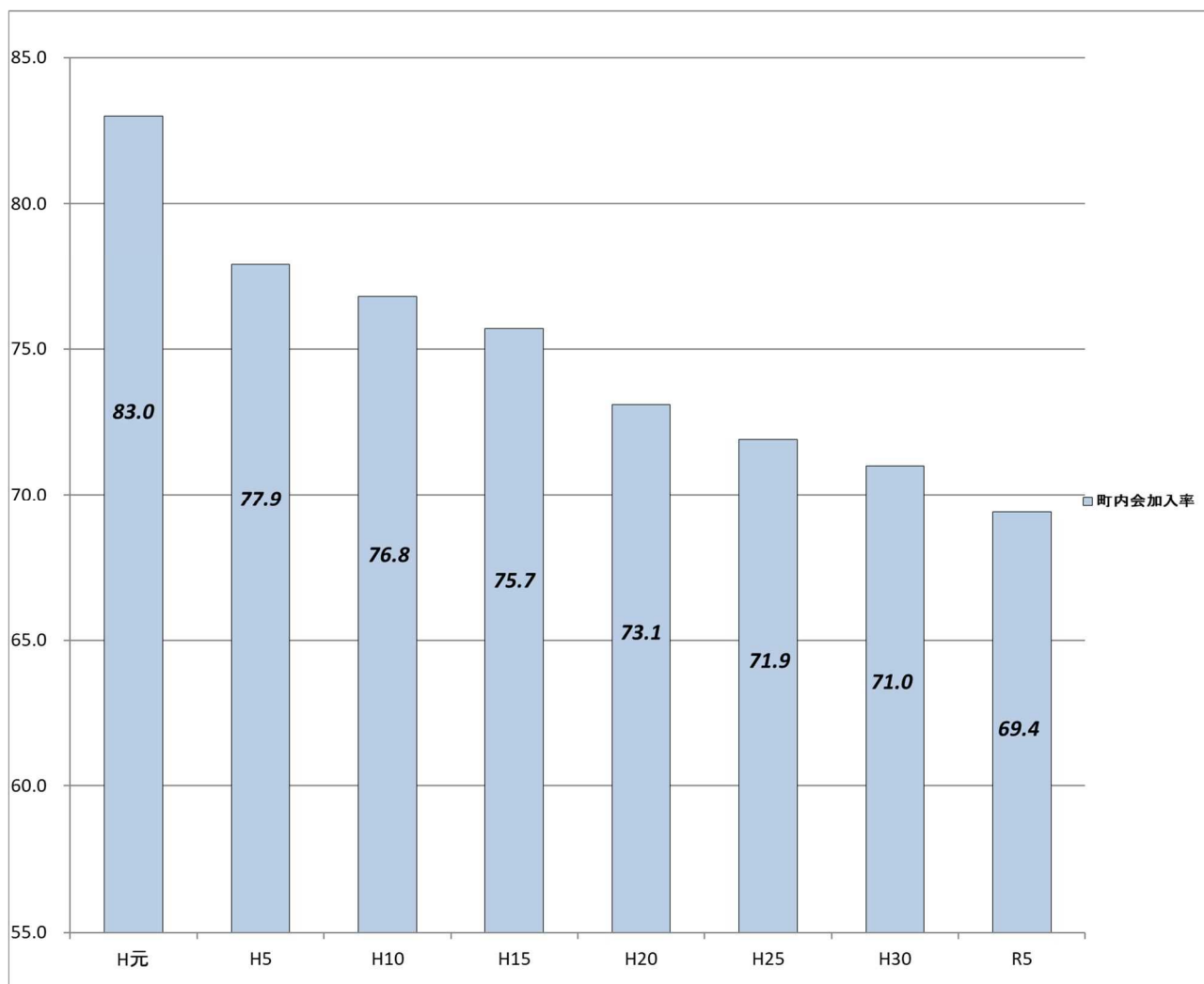
本市の総世帯数、町内会に加入する世帯数は緩やかに増えているものの、町内会への加入率は年々低下しており、令和5年(2023年)では69.4%となっています。

- ・ 札幌市の総世帯数と町内会加入世帯数の推移（各年1月1日現在）



<資料> 札幌市

・札幌市の町内会加入率の推移（区別含む）（各年1月1日現在）



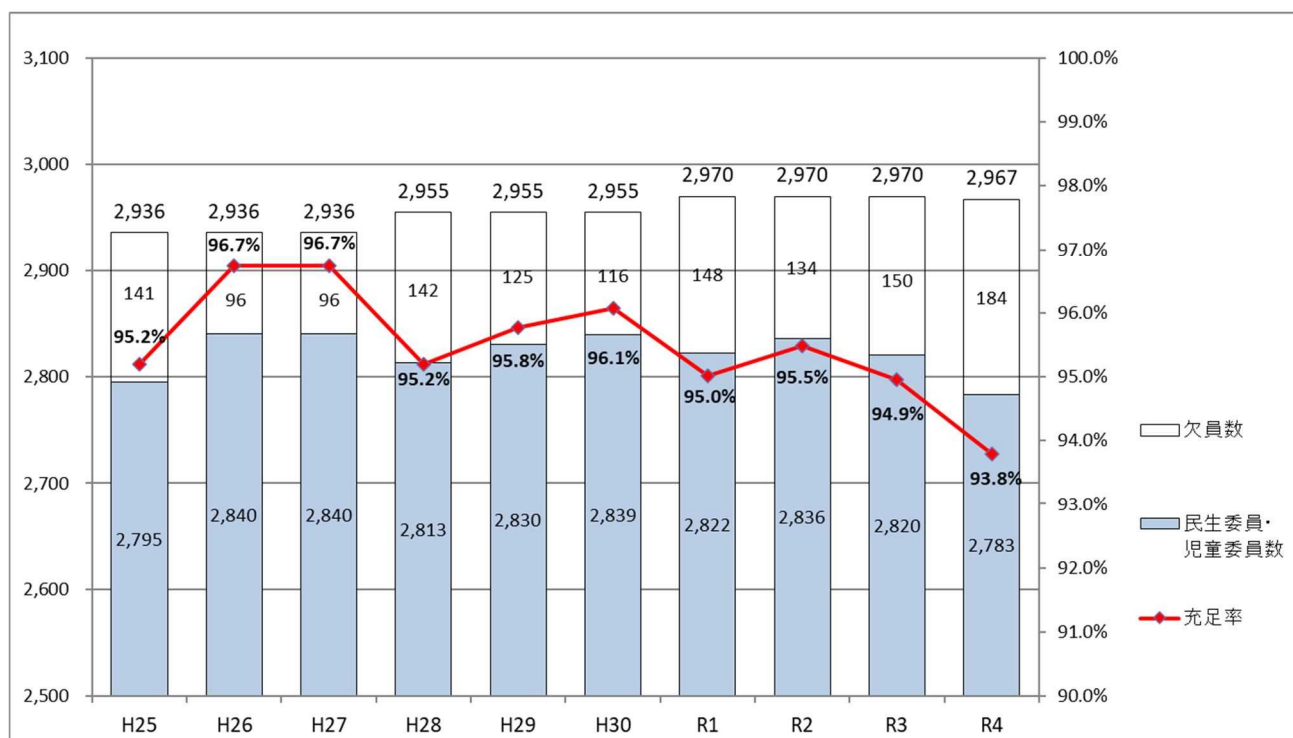
＜資料＞ 札幌市

イ 地域福祉活動従事者の動向

地域には、厚生労働大臣から委嘱される地域住民のボランティアである民生委員・児童委員がいます。民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談・援助活動を行うなど、地域の最も身近な相談役として、地域福祉の推進において大きな役割を果たしています。

本市では、3年に1回の一斉改選にあわせて、民生委員・児童委員の定数を見直すこととしています〔直近で令和4年(2022年)に実施〕。欠員が生じている場合は、年3回補充を行っていますが、担い手が年々不足しており、令和4年(2022年)度末の定数充足率は93.8%となっています。

・札幌市の民生委員・児童委員の定数現員数及び充足率の推移（各年度末現在数）



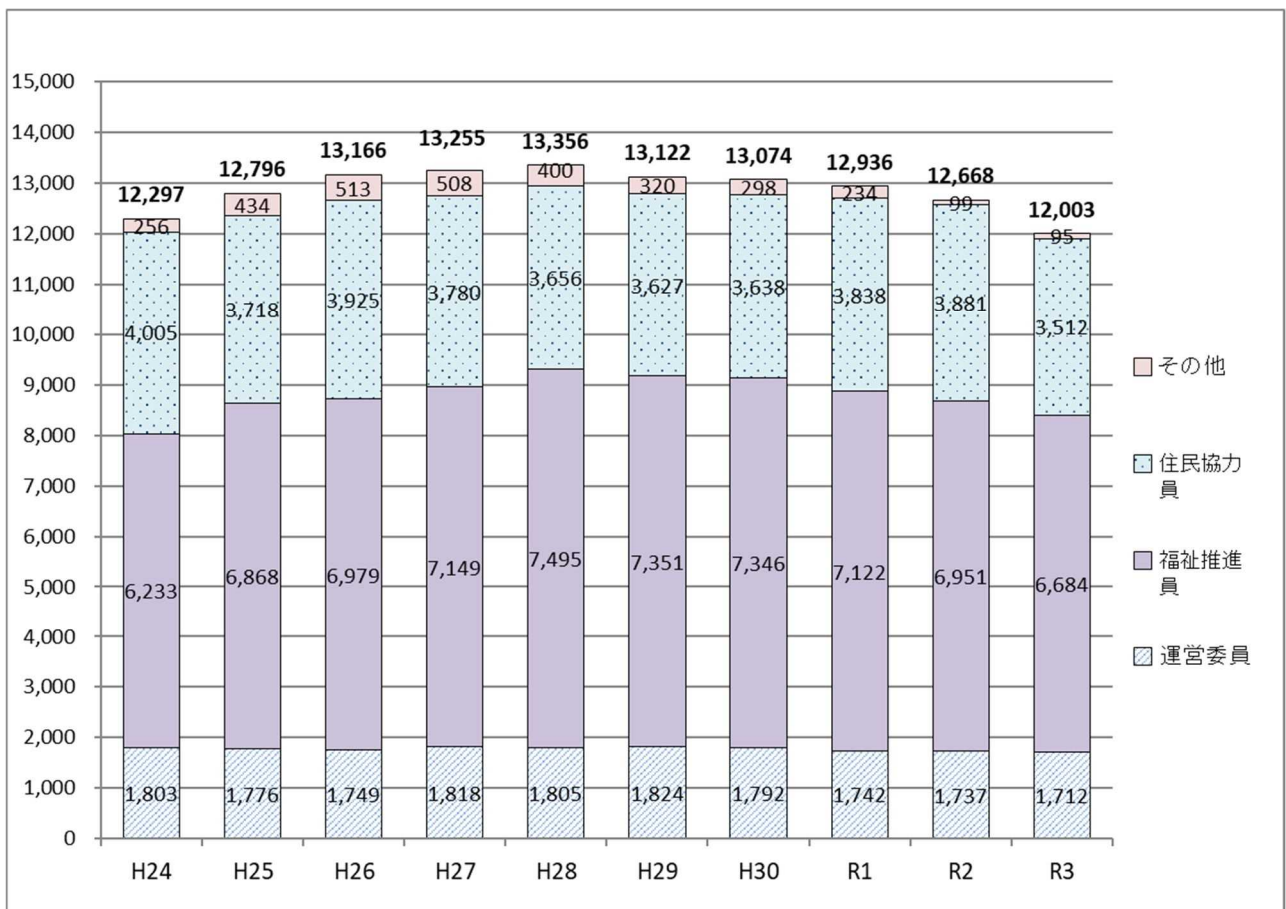
<資料> 札幌市

本市では、高齢者に対する見守り・安否確認など地域における市民の自主的な福祉活動を支えるため、平成7年(1995年)から福祉のまち推進事業を実施しています。

この事業の核となるのは、おおむね連合町内会単位に設置されている「地区福祉のまち推進センター」で、令和3年(2021年)度末では、市内89地区に設置されています。

令和3年(2021年)度には12,003人が福祉のまち推進センターの活動(福まち活動)に参加していますが、近年、活動者数は減少傾向にあり、活動者からは、担い手が高齢化・固定化しているという声も上がっています。

・地区福祉のまち推進センター活動者数の推移

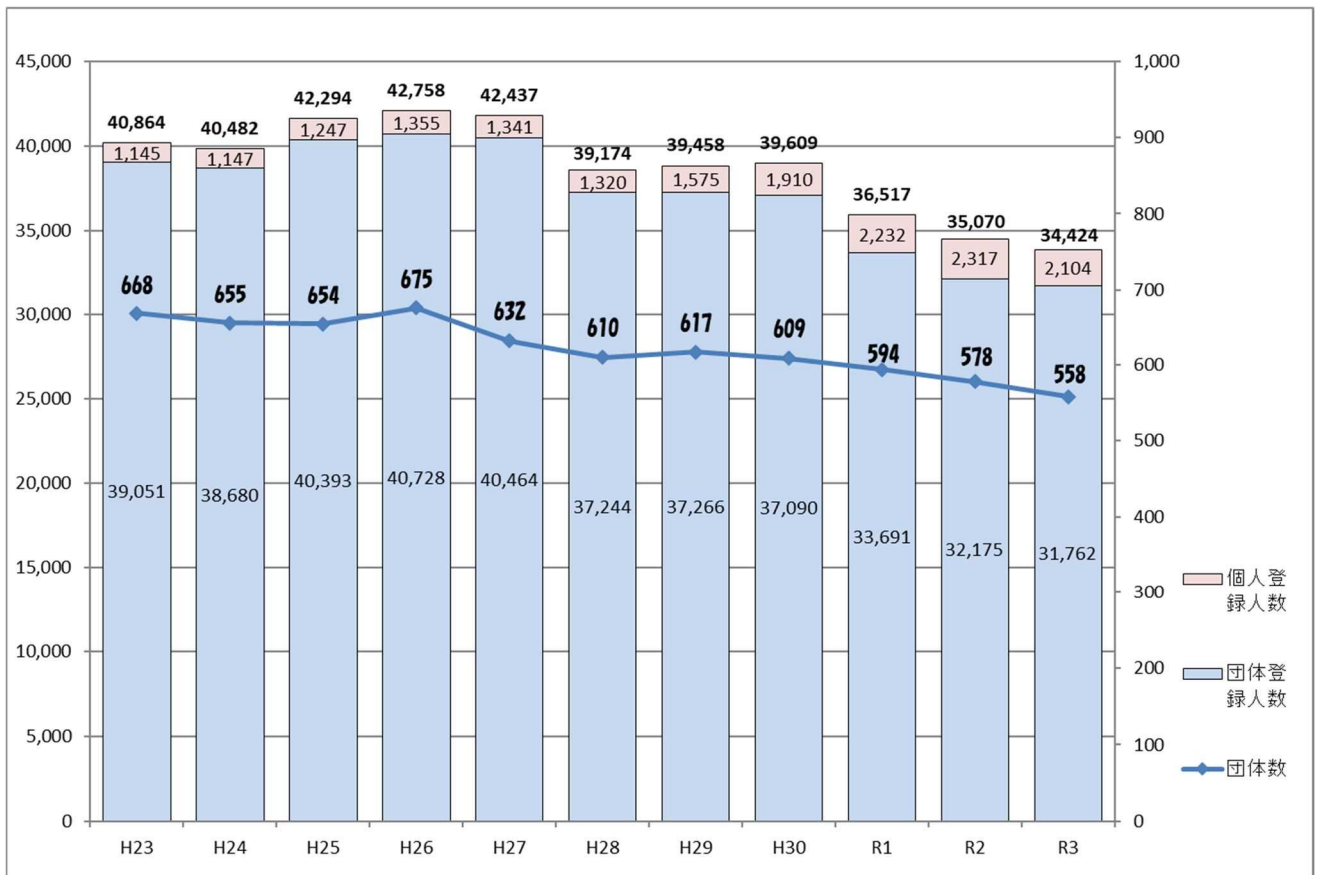


<資料> 札幌市

札幌市社会福祉協議会のボランティア活動センターでは、ボランティアの登録、活動調整等を行っております。

近年ボランティア登録者数は減少傾向にあり、平成 27 年(2015 年)度に 42,000 人を超えていたボランティア登録者数は、令和 3 年には 35,000 人を切っています。

・札幌市社会福祉協議会のボランティア登録者数の推移（各年度末現在）



<資料> 札幌市

6 第5期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題

本章で取り上げた国の検討状況、本市の現状・背景や第4期札幌市地域福祉社会計画の振り返りを踏まえて、第5期計画の策定に際して、考慮すべきと思われる主な課題は以下のとおりです。

【課題1】地域で支援を必要とする方の増加

高齢者や障がいのある方などの増加に伴って、困りごとを抱える市民に対する、より一層の支援が必要とされています。

【課題2】社会から孤立する世帯の増加

近隣関係の希薄化や単独世帯の増加など、社会的に孤立し、深刻な課題を抱えた世帯が増加しています。

・近所付き合いの程度について「挨拶をする程度」「付き合いはない」と答えた方の合計：59.8%(平成28年)⇒65.5%(令和4年)

【課題3】地域福祉活動の担い手不足

地区福祉のまち推進センターの活動者や札幌市社会福祉協議会のボランティア登録者数の減少、民生委員・児童委員の充足率の低下など、地域福祉活動の担い手が不足しています。

【課題4】地域福祉活動の認知度の低下

新型コロナウイルス感染症の影響によって活動を行えない状況が続いたことなどにより、地域福祉活動の認知度は低下傾向にあり、担い手の不足等にもつながっています。

- ・福祉のまち推進センターの認知度：16.9%(令和4年)
- ・地域活動に参加していない理由に「情報がないから」と 答えた方：31.5%（平成28年）⇒45.4%(令和4年)

【課題5】複合的な課題・制度の狭間等の課題を抱えた世帯の増加・顕在化

- ・育児介護の同時進行（ダブルケア）や無職でひきこもり状態にある子と要介護高齢者の親（8050 問題）など、介護を必要とする人の問題だけではなく、家族全体の課題を抱える世帯 など
- ・ごみ屋敷問題や行政サービスを必要としているが支援を拒否している世帯など既存の制度では支援が難しい世帯 など

第3章

計画の理念・目標と体系

本章の内容

本章では、まず、第2章で整理した課題の解決に向けて、本市が目指す地域福祉の方向性を整理しています。

そして、それらの方向性を踏まえて、本計画の基本理念と基本目標を設定し、計画の体系をまとめています。

1 札幌市が目指す地域福祉の方向性

2 基本理念

3 基本目標

4 計画の体系

1 札幌市が目指す地域福祉の方向性

第2章における現状分析から洗い出された各課題を踏まえ、本市が目指すべき地域福祉の方向性を以下の通り定めます。

(1) 地域共生社会の実現について

本市ではこれまでの地域福祉社会計画の基本理念である「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」をもとに地域福祉に関する様々な施策を展開してきました。

社会福祉法において、地域福祉の推進とは地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会（地域共生社会）の実現を目指すものという考え方が明確化されましたが、これは、本市がこれまで行ってきた取組と方向性が異なるものではありません。

国の方針や本市の取組を踏まえて、今後も「住民に身近な圏域」と「市区圏域」の二つの視点から、地域住民が課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるため、包括的・重層的な支援体制の整備を進めていきます。

(2) 住民に身近な圏域での体制整備について

本市では、区役所や専門機関による相談・支援のほか、市区社会福祉協議会の支援のもと、福祉のまち推進センターなどによる見守り活動や活動拠点での来所・電話相談、日常生活支援活動を推進してきました。

また、市区社会福祉協議会では、福祉のまち推進センターの調整機能の強化に向けて、地域福祉課題の解決調整の中核を担う活動者の養成に向けた取組を進めてきました。

本市では、これまで地域で育まれてきた福祉のまち推進センター、町内会、民生委員児童委員協議会¹など住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指し、新型コロナウイルス感染症により停滞してしまった地域活動福祉活動のリスタートに向けて支援を行っていきます。

¹【民生委員児童委員協議会(民児協)】民生委員・児童委員により構成される組織。本市では、市、区、地区のレベルで設置されている。個々の委員活動を支える役割を果たすとともに、課題別の部会を設置するなどにより組織的な活動も行われる。

(3) 市区圏域での体制整備について

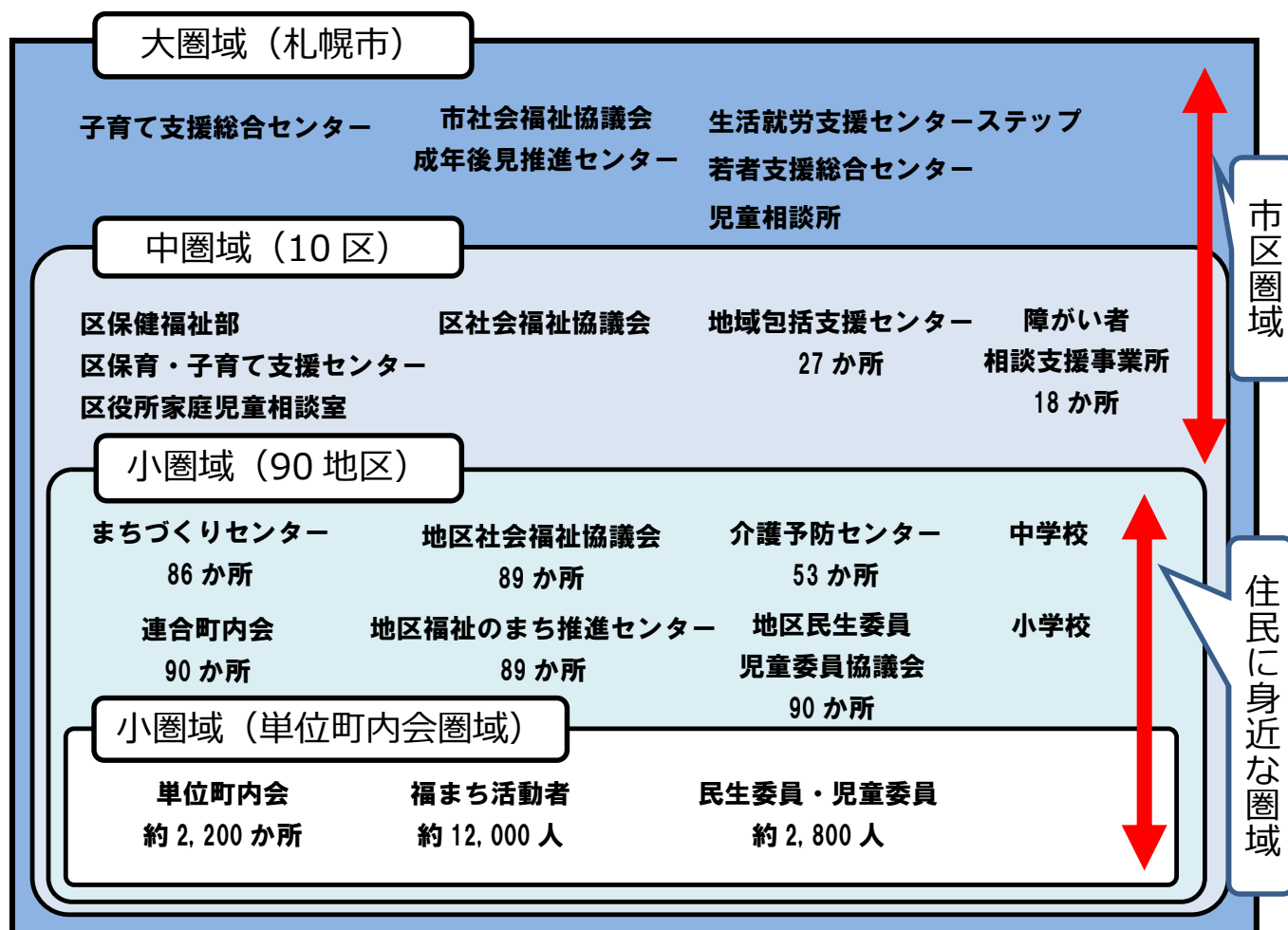
本市では高齢者、障がいのある方、子ども、医療などの分野ごとに、支援体制の整備や各種関係機関とのネットワークづくりを進めてきました。

一方で、地域における福祉のニーズは多様化・複雑化しています。

地域での解決が困難な複合化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題等に対応するためには、適切な支援機関につなげるとともに、地域住民や関係機関、事業者等、地域の多様な主体が連携・協働して支援ができる仕組みの整備が必要となります。

本市では、地域の抱える課題について、関係機関のみならず、福祉のまち推進センターや民生委員児童委員協議会、町内会などの住民主体の組織等との連携を図り、必要とされる支援が包括的・重層的に行われるような体制を目指していきます。

【札幌市の圏域イメージ】



2 基本理念

第4期札幌市地域福祉社会計画では、「みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」という基本理念のもと計画事業を実施し、地域福祉を推進してきました。

これからも本市の地域福祉をより一層推進するとともに、第2章で取り上げた本市の地域福祉を取り巻く課題や国の動向を踏まえ、この計画の基本理念を次のように定めます。

なお、基本理念については、これまでの「みんなで支え合い 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ」という考え方を引き継ぎながら、本市の目指す「地域共生社会」の姿をよりイメージしやすい表現へと見直しました。

**互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、
みんなで創る安心して暮らし続けられるまち**

様々な暮らしにくさや困りごとを抱える方が地域で安心して生活するためには、在宅生活を支える福祉サービスの充実だけではなく、地域の住民や、関係機関、事業者などが行う見守り活動やサロン活動といった支えあいを通じて、孤立を防ぎ、必要な支援につなげることが重要になります。

そして支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で役割を持って地域社会に参加するため、お互いに関心をもってつながり、支え合う「共生社会」の実現を目指していきます。

3 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ

地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

孤立を防ぎ、暮らしにくさや困りごとを抱える方が地域で安心して生活できるよう、地域の住民や、関係機関、事業者などによる地域福祉活動の推進に向けた支援を行います。

また、地域の防災活動など安全安心で暮らしやすい環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ

地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

地域生活における福祉的な課題への対応や成年後見制度の利用促進のため、行政・専門機関などによる相談・支援体制を整備していきます。

基本目標Ⅲ

様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

地域の福祉活動を推進し、地域の様々な福祉的課題に対応していくため、地域住民や、関係機関、事業者、行政などが連携して取り組んでいきます。

4 計画の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、7つの施策を展開していきます。7つの施策に対応する主な取組については、第4章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策
互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、みんなで創る安心して暮らし続けられるまち	Ⅰ 地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します	1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援
		2 住民等による地域福祉活動の推進
		3 支え合いながら地域で生活するための環境整備
	Ⅱ 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます	4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実
		5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進
		6 生活困窮者への支援体制の充実
	Ⅲ 様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します	7 地域福祉推進のための連携の取組

第4章

施策の展開

本章の内容

本章では、第3章に掲載した7つの施策について、施策ごとに、「現状と課題」「施策の方向性」「主な取組」を掲載しています。

また、本計画から新たに開始する取組には【**新規**】、特に充実させる取組には【**レベルアップ**】、人材確保や広報を強化する取組には【**人材・広報**】と記載しています。

基本目標Ⅰ

地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

施策2 住民等による地域福祉活動の推進

施策3 支えあいながら地域で生活するための環境整備

基本目標Ⅱ

地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

施策6 生活困窮者への支援体制の充実

基本目標Ⅲ

様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

施策7 地域福祉推進のための連携の取組

基本目標 I

地域で安心して生活するための
活動を支援し、環境を整備します

施策 1

福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

施策 2

住民等による地域福祉活動の推進

施策 3

支え合いながら地域で生活するための環境整備

施策 1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

【現状と課題】

本市では、地域における支え合い活動を活性化させるため、平成 7 年（1995 年）から区社会福祉協議会を実施主体として「福祉のまち推進事業」（以下「福まち」とする。）を行っており、令和 7 年（2025 年）で事業開始から 30 年を迎えます。

この事業では、市内 89 か所に設置された「地区福祉のまち推進センター」（以下「地区福まち」とする。）を中心に、地域住民の参加による高齢者等の見守り活動やサロン活動などの様々な地域福祉活動が行われています。

近年、新型コロナウイルス感染症により、福まち活動も様々な制約を受けましたが、各地区ではそれぞれ工夫や努力により高齢者等の見守り活動などが継続されてきました。

新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し、日常生活も徐々に取り戻されてきている中、福まち活動を再び盛り上げて、地域のつながりを取り戻し、地域福祉活動を将来的に持続可能なものとしていかななくてはなりません。

そのため、地域において支援を必要とする方が今後も増えていく中、地区福まちに対する、運営面での支援、核となる人材の育成や、新たな担い手の確保に向けた支援、見守り活動におけるデジタルツールの活用検討などに取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- ・地域で困りごとを抱える人を速やかに発見し、必要な支援へとつなぐことができるように、単位町内会など小地域を単位とした見守り活動を充実・拡大していきます。
- ・地区福祉のまち推進センターが、見守り活動の中で把握した課題の解決に向けて、地域において調整役を担うことができるように取組を進めます。
- ・福まち活動における新たな担い手の確保のために、若年層の参加促進や広報策を検討していきます。

【主な取組】

(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

高齢者等の見守り活動は、孤立を防ぐとともに、困りごとを抱えている人を速やかに発見し、必要な支援につなげることのできる福まちの重要な活動です。また、福まちではゴミ出しなど日常生活の様々な支援活動も行われております。

こうした顔の見える単位町内会圏域での支え合い活動を組織的に展開していくため、各種研修の実施や関連する手引書の作成等の支援を通じて、福まち活動を推進します。

(2) サロン活動の推進

地区福まちや単位町内会では、高齢者や障がいのある方の孤立を防ぎ、健康リスクを低減し、生きがいづくりにつながるサロン活動や子育てサロンを展開しております。

こうしたサロン活動の取組を推進するため、サロン開催への支援や、サロンの内容充実を図るための研修を行います。

また、1-(1)「見守り活動や日常生活支援活動の推進」と併せて、新型コロナウイルスの影響により停滞した地域福祉活動のリスタートを目指していきます。

(3) 地区福祉のまち推進センター及び活動者への支援【人材・広報】

地区福まちは、地域の住民による支え合い活動のボランティア組織です。本市は、地区福まちが各地区の実情に応じた様々な活動を展開できるよう、本市社会福祉協議会と連携して、活動費の助成や65歳以上世帯名簿の提供、研修やフォーラムの実施、事例集の作成等の支援を行います。

また、新たな担い手の確保につながるよう、子育て世代や子どもが参加しやすい活動の強化や、福まち活動を周知する効果的な広報の手法等を検討・実施していきます。

(4) 課題調整の中核を担う活動者の育成

地区福まち活動を充実させていくためには、福祉推進委員会や福祉活

動に取り組む単位町内会等への支援、地域で発見された課題を地域の中で解決するための調整力を強化していく必要があります。

そのため、町内会や福祉推進委員会の見守り活動に対し助言を行ったり、困りごとを抱える人を速やかに関係機関につなぐといった、福まち活動におけるコーディネート役となる福まち活動調整員の育成に取り組んでいます。

今後も、この取組がより多くの地区へ広がっていくよう、コーディネート機能の理解促進を目的とした研修や養成講座を行います。

施策2 住民等による地域福祉活動の推進

【現状と課題】

困りごとを抱えた世帯が地域で安心して生活するためには、福祉サービスの提供だけではなく、地域に暮らす個人や地域の団体、関係機関、企業等の事業者など、多様な主体による地域福祉活動が重要な役割を果たします。

また、地域福祉活動においては、支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で地域社会に参加し、つながり、支えていくことが重要です。

本市では、これまでもボランティア活動の推進など、地域住民が主体的に地域福祉活動に参加しやすい環境の整備を進めるとともに、関係機関や事業者との連携の取組を進めてきました。

また、近年、地域福祉活動の担い手の固定化や高齢化が進んでいることから、例えば、将来の地域を担うことになる小中学生を中心とした若い世代に対する福祉教育への継続的な支援や、実際に地域で行われている地域福祉活動の内容のPRなど、より多くの地域住民に地域福祉活動に参加してもらうためのきっかけづくりに取り組むことが必要です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、ボランティア活動等へ参加する機会が減少する状況が続いていましたが、地域で支援を必要とする人の増加に対応していくためにも、多様な主体が地域福祉活動に参加して、地域福祉の推進に取り組んでいくことができるような環境づくりを進めていくことも必要となります。

【施策の方向性】

- ・子どもから高齢者まで、全ての市民が自分の住む地域に関心を持つことができるように意識啓発や広報、福祉教育等を充実させます。
- ・地域福祉活動に興味を持った人を実際の活動へつなげるため、ボランティアに関する研修や体験事業を行うとともに、活動に関する相談や調整の取組を充実させます。
- ・支える側、支えられる側と一律に分けて考えることなく、それぞれが自

分にできる活動に参加してみる意識を醸成し、多様な活動を推進していきます。

- ・地域福祉活動を支えるボランティア団体やNPOの取組を支援します。
- ・地域福祉に関心のある市民の多様な参加を推進するため、寄付の文化を育みます。
- ・地域における身近な相談役である民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるように支援します。

【主な取組】

(1) 地域福祉活動の情報提供、普及啓発【人材・広報】

地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報誌やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く市民に周知します。

(2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進【人材・広報…事業者等による見守り事業、福祉除雪事業】

本市と協定を締結した事業者による高齢者等の見守り活動である「事業者等による見守り事業」、見守り協定の締結事業者や福まち活動者や民生委員・児童委員が地域の見守り体制構築に向けた情報共有を行う「地域見守りネットワーク会議」、地域住民や事業者等の協力員によって自力での除雪が困難な方の自宅の出入り口部分などを除雪する「福祉除雪事業」など、多様な主体がそれぞれできる範囲で役割を持ち、様々な地域福祉活動に参加してもらえるよう支援を行います。

また、介護サポーターとして登録した高齢者が対象の介護施設等でボランティア活動を行った際、その活動に応じて換金可能なポイントを付与する「介護サポートポイント事業」の実施等、様々な方法により市民の地域福祉活動を推進します。

なお、「事業者等による見守り事業」や「福祉除雪事業」等について、新たな活動者を確保していくために広報の強化や事業のPRによる参加の呼びかけを強化してまいります。

(3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実

地域福祉活動への参加のきっかけとなるよう、幅広い世代のニーズや対象に合わせて研修や講座、体験事業を行います。

次代を担う子どもが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てるため、ボランティア活動等に関する小学校高学年向けの副読本と教員への参考資料を作成配布するなど福祉教育の推進に関わる取組を支援します。

併せて、地域福祉活動への参加のきっかけとなるボランティア体験事業や研修の実施等、幅広い世代のニーズに合わせた学びや体験を提供し、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

(4) ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援

市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、ボランティア団体やNPOへの「地域福祉振興助成金¹」の交付をはじめとして、地域活動の推進を支えている団体（ボランティア連絡協議会、老人クラブなど）に対する財政面での支援を継続します。

(5) 各種ボランティアの養成

地域で認知症の方とその家族を見守る「認知症サポーター」や、日常生活の中で高齢者などの見守りを行う「地域見守りサポーター」、サロンや講座への参加時の見守り・託児などにより子育て家庭を応援する「子育てボランティア」など、様々なニーズに即したボランティアの養成を進めます。

(6) ボランティア活動センターの運営

ボランティア活動センターでは、ボランティア活動に対する市民の理解を深め、その参加を促進するため、情報を収集し提供するとともに、相談や調整を行います。

¹【地域福祉振興助成金】札幌市地域福祉振興基金の運用益を活用し、地域福祉の振興に資する活動を行う団体に対して、一定の要件のもと、その活動費の一部を助成するもの。

また、ボランティア活動者に対する研修や、ボランティア活動を始めるきっかけとなる研修等を幅広く行います。

(7) 寄付文化の醸成

本市では、市民からの寄付を原資として地域福祉振興基金を造成し、福祉のまち推進事業や福祉除雪事業等の市民の主体的な地域福祉活動を推進する事業に充てています。

より多くの市民にこうした活動に関心を持っていただき、継続的な支援を行っていただけるよう、地域福祉振興基金の普及啓発を図るとともに、赤い羽根共同募金等を推進する関係団体と連携して寄付文化の醸成を図ります。

(8) 民生委員・児童委員活動の支援【人材・広報】

本市では、民生委員・児童委員に70歳以上名簿の調査、ひとり暮らしの高齢者等の巡回相談や知的障がい者の見守りなどを依頼しており、民生委員・児童委員がこうした活動を円滑に進めるために、必要な情報提供などの支援を行います。

また、民生委員児童委員協議会が行う民生委員活動に必要な知識や技術の習得を目的とした研修会等に対して支援を行います

加えて、新たな担い手の確保のために、民生委員・活動の負担軽減や広報の強化に取り組んでいきます。

施策3 支え合いながら地域で生活するための環境整備

【現状と課題】

本市では、平成10年(1998年)12月に制定した「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化を進めてきました。

高齢者や障がいのある方を含めだれもが、地域で安心して生活するためには、建築物や交通機関、道路、公園など公共的施設のバリアフリー化はもちろん、制度的障壁（バリア）や文化・情報面での障壁、意識上の障壁を解消することも重要となります。

さらに、高齢者や障がいのある方のための福祉用具や介護者の負担を軽減するための介護用品についても、毎日の生活を自分らしく過ごすための環境づくりにつながるものであるため、引き続き、普及啓発に努める必要があります。

また、地域で安全・安心に暮らしていくためには、日頃の見守りや声かけといった取組に加えて、地域での防災活動や災害が発生したときの助け合い活動が重要になります。

国では、平成23年(2011年)の東日本大震災を教訓として、平成25年(2013年)に災害対策基本法の改正が行われ、市町村に避難行動要支援者²名簿の作成が義務付けられました。

本市でも、大きな災害が発生した時に自分の力だけでは避難することができない高齢者や障がいのある方など（要配慮者³）の避難支援を町内会や地区福祉のまち推進センターなど地域ぐるみで進めていくため、平成20年度(2008年度)から、取組を行う地域団体への支援を行っています。

また、平成27年(2015年)からは、避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者避難支援に取り組む団体へ名簿情報の提供を開始しています。名簿情報は、要配慮者支援に取り組む団体からの申請に基づき、名簿に掲載さ

² 【避難行動要支援者】 要配慮者のうち、特に支援を要する方。

³ 【要配慮者】 災害の発生やそのおそれがある場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする方。

れる本人の同意を得た上で、申請した団体へ提供していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の停滞などもあり、取組は十分には広がっていません。

さらに令和3年(2021年)の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者名簿掲載者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことから、本市においても今後対応が求められます。

北海道胆振東部地震や全国的に発生している大雨による洪水被害等により、市民の防災意識は高まっており、これらの取組をより推進し、災害時に強い地域づくりを進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・市民や事業者、行政等が相互に協力し、誰もが自分の住みたい地域で安心して暮らし続けることができる生活基盤の整備を進めます。
- ・災害時要配慮者に対する避難支援の取組を推進します。
- ・災害に備え、安心して暮らしていけるよう、防災体制を強化するとともに、関係機関と緊密に連携します。
- ・災害発生時における、ボランティアの円滑な受け入れ体制や医療体制の整備を進めます。

【主な取組】

(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施【新規…民間公共的施設バリアフリー補助事業】

高齢者や障がいのある方などの社会参加を促し、誰もが安心して快適に暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるため、市民への啓発や情報の周知を通して、偏見や無理解といった心のバリアの解消に努めます。

そのために、「札幌市福祉のまちづくり推進会議」を設置し、市民や事業者の皆様から幅広い意見をいただき、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

また、札幌市が行う一定の要件を満たす新增改築工事について、高齢者団体と障がい者団体の協力を得て、当事者の視点を取り入れたバリアフリーチェックを行っていきます。

さらに、民間の公共的施設のバリアフリー改修費用を補助することによって、バリアフリー化を促進していきます。

(2) 福祉用具、介護用品の普及啓発

高齢者や障がいのある方などの在宅生活を支援する福祉用具や介護用品を広く普及啓発するため、これらの展示や利用体験を行います。

(3) 自主防災活動の推進

大規模災害時における地域での災害への対応力を高めるため、基礎的コミュニティである単位町内会に対し、防災資機材を助成するなど自主防災活動を支援します。

(4) 要配慮者避難支援対策事業の推進

避難行動要支援者名簿を、本人の同意を得た上で、災害時の避難支援の取組に活用を希望する地域の団体に提供し、地域での防災活動を推進していきます。

また、先進的な取組事例等を各地域に広く発信していくことで、名簿を活用し避難支援に取り組む団体の拡大を図っていきます。

(5) 個別避難計画作成の推進【新規】

避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいがある方を対象とした個別避難計画作成の取組を、行政が主体となって進めます。

(6) 要配慮者二次避難所（福祉避難所）の運営体制整備

高齢者や障がいのある方、難病患者、妊産婦、乳幼児等で、一般避難

所での生活が困難な方のために要配慮者二次避難所（福祉避難所）の開設・運営に向けた準備を進めます。

また、学生等ボランティアの派遣や人員や物資の輸送等について協定を締結している大学・関係機関と連携して、福祉避難所の円滑な運営を支援する体制づくりを進めていきます。

(7) 災害ボランティアセンターの体制整備

大規模災害時に設置される災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営に向けた準備を運営主体となる札幌市社会福祉協議会と連携して進めます。

(8) 災害医療体制の充実・強化【レベルアップ】

北海道胆振東部地震におけるブラックアウト等の経験を踏まえて、在宅酸素患者や透析患者など、医療的な支援を要する患者に対する災害時の医療提供体制を整備していくとともに、医療機関や医師会等との訓練を実施することによって、札幌市の災害医療体制の充実・強化を図っていきます。

基本目標Ⅱ

地域生活の困りごとに寄り添う

相談・支援体制を整えていきます

施策 4

地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

施策 5

権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

施策 6

生活困窮者への支援体制の充実

施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスや在宅生活を支援するサービスなど必要な福祉サービスを適切に利用できる環境が必要です。

また、高齢化の進行などによって、地域生活に暮らしにくさや困りごとなど課題を抱えた方が増えてきており、困りごとが複雑化・複合化してきています。

本市では、こうした支援を必要とする方が地域で自立した生活を送ることができるよう、各区役所において高齢者・障がいのある方・子どもを対象とした保健福祉に関する相談支援体制を整備してきました。

また、区役所以外の相談窓口として、社会福祉協議会、生活就労支援センター（STEP）、地域包括支援センター⁴、介護予防センター⁵、障がい者相談支援事業所⁶等で、支援ニーズに応じた相談や情報提供等が行えるよう、専門的な相談支援体制の充実・強化を図っています。

今後はさらに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた世帯などに対応するため、各分野での行政と関係機関との連携・協働の強化と、庁内関係部署の組織横断的な取組が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅福祉に関するサービスの充実を図ります。
- ・ きめ細かい相談支援を受けることができる体制を充実させていきます。
- ・ 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯などに対応するため、

⁴【地域包括支援センター】介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

⁵【介護予防センター】地域包括支援センターと連携して、地域の高齢者とその家族への総合的な相談支援や、地域の福祉活動と連携した介護予防事業を実施することにより、介護予防の普及・啓発を行う機関。

⁶【障がい者相談支援事業所】障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や関係機関との連絡調整などを行う機関。

専門機関や住民組織を包括的に結びつけるような取組を推進します。

- ・福祉サービスが利用者に適切に提供されるよう、社会福祉施設や介護保険サービス事業所等の各種専門職の人員確保や資質向上、事業所の情報提供に努めます。

【主な取組】

(1) 在宅生活を支援するサービスの充実

心身に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者等の住宅に専用の通報機器を設置し、24 時間 365 日体制で各種相談・緊急通報に対応する「高齢者あんしんコール事業」、徘徊で行方不明となった認知症高齢者を道警が主体となり、地下鉄等の公共交通機関、郵便局、ラジオ局等の協力を得て搜索する「札幌市徘徊認知症高齢者 S O S ネットワーク」、生活ごみを自分で出すことが難しい方が身近な人や地域活動による支援が受けられない場合にごみの排出支援を行う「札幌市要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)」などの在宅生活の継続を支援する事業を行います。

また、「生活支援体制整備事業」では高齢者の生活支援の基盤整備のために配置された生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の推進や、多様な主体との連携による地域の支え合い体制を推進します。

(2) 相談支援機関の充実【レベルアップ…地域包括支援センターの機能強化事業、自殺総合対策事業、ひきこもり対策推進事業】 【新規…複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築】

地域包括支援センター、介護予防センター、障がい者相談支援事業所等、身近な地域での相談支援機関による、困りごとを抱えた方への対応を引き続き進めます。

「地域包括支援センターの機能強化事業」では団塊ジュニアが高齢者となる 2040 年を見据え、フレイル⁷改善を強化するための専門員のモデ

⁷【フレイル】健康な状態と要介護状態の中間の段階。

ル配置や、専門職員の処遇改善等を実施していきます。

なお、各相談支援機関では、医療や法律等の他の専門機関、行政と必要に応じて連携を図り、支援を行っています。

その他に、虐待や自殺、ひきこもりなど特定の課題への相談対応も引き続き行います。

「自殺総合対策事業」では人材育成や、相談支援事業、各区における地域密着型事業を実施するほか、今後、若年層の自殺防止対策を強化していきます。

「ひきこもり対策推進事業」については、ひきこもり地域支援センターを活用し、ひきこもり支援を実施するとともに、相談体制の増強に取り組めます。

また、複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築として、令和4年(2022年)度からモデルとなる区役所に庁内関係部署や関係機関との調整を担う支援調整課を設置いたしました。

制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に対する、子ども、障がい、高齢者などの属性を問わない支援体制の構築に向け、組織横断的に対応する取組を推進していきます。

(3) 各種専門職の資質向上

介護保険制度を円滑に進めるための要となる介護支援専門員や、社会福祉施設職員等を対象とした研修を行い、福祉従事者の資質の向上を図ります。

(4) 事業者に関する情報提供

社会福祉法人等に対する情報公開の働きかけを継続し、法人・施設の適正な運営と透明性の確保を図ります。

また法人の公開した情報等を集約し、ホームページで公開するなど、市民にとってわかりやすい情報提供を進めていきます。

施策 5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

【現状と課題】

成年後見制度は認知症や知的障がいなどで判断能力が低下し財産の管理や日常生活に支障のある方を支えるための重要な手段であり、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用に対する需要が増えていくものと考えられます。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して少ない状況であることから、国では平成 28 年(2016 年)5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成 29 年(2017 年)3 月には第一期、令和 4 年(2022 年)3 月には第二期となる「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

このような背景から、札幌市では令和 3 年(2021 年)3 月に「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、本計画に基づき、令和 4 年(2022 年)3 月に成年後見制度の利用促進に取り組むための中核機関となる札幌市成年後見推進センターを設置したところであり、広報や相談対応などを通じて、制度の周知を進めています。

しかしながら、高齢化の更なる進行や、それに伴う認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズはより高まるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、引き続き、関係団体や法律や福祉の専門職等との連携を重ね、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・札幌市の成年後見制度の更なる利用促進に向け、制度の普及啓発を進め、正しい制度理解につながる取組を行います。
- ・成年後見制度等の利用が必要な人が、速やかに利用につながるよう、必要な支援を行います。
- ・権利擁護支援の担い手の確保や育成を行います。また、後見活動の支援

を行います。

【主な取組】

(1) 地域連携ネットワークづくりに向けた取組【レベルアップ】

成年後見制度をはじめとした権利擁護が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるためには、相談援助職⁸や相談支援機関⁹、法律の専門職等やその他関係団体が「地域連携ネットワーク」を構築し、連携して権利擁護支援に取り組む必要があります。

そのため、札幌市では関係団体等を構成員とする札幌市成年後見推進協議会を設置しており、連携体制の在り方等について、全市的な観点での協議を行っています。

さらに、地域連携ネットワークをより効果的に機能させ、個々の案件について円滑に対応するために、中核機関である札幌市成年後見推進センターがコーディネートの役割を担い、本人により身近な関係機関同士の顔の見える関係性や連携ができるつながりの構築に取り組めます。

(2) 制度周知の広報活動

ホームページの運営やパンフレットの配布を通じて、成年後見制度に関する広報活動を引き続き実施するほか、一般市民向けのセミナーや相談会を開催し、制度の更なる普及に向けた取組を行います。

また、制度利用が必要な方を早期に発見し、速やかに制度利用につなげるため、日常的に高齢者や障がい者と接する機会の多い地域の相談援助職や相談支援機関などの福祉の専門職を対象に、制度に関する研修等を実施します。

⁸ 【相談援助職】介護支援専門員や相談支援専門員、住宅や施設の相談員など、本人に身近な立場で支援を行う担い手のこと。

⁹ 【相談支援機関】地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、地域の身近な相談窓口のこと。

(3) 制度利用につながる相談支援・体制整備

現在、札幌市成年後見推進センターでは、成年後見制度に関する一般相談や、相談者の状況に応じた個別的な内容に関する相談対応を行っています。

また、成年後見制度に関わる弁護士等の専門職団体の個別相談窓口や、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所でも制度に関する相談対応が行われています。

このような相談対応だけでなく、本人の状況に応じて日常的な関わりを通じて本人の意思決定支援や身上保護等が行われるよう、本人に身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が一体となりチームとして関わる体制づくりを進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用が適切でありながら、申立てをする親族がいない方については、市長による後見等開始の審判の申立てを行います。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないということがないように、資産や収入等の状況に応じて申立て費用や成年後見人等に対する報酬の助成を継続して実施します。

(5) 日常生活自立支援事業の利用促進と成年後見制度への移行支援

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などに対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを行う、日常生活自立支援事業の利用促進に取り組みます。

さらに、認知機能の低下等、日常生活自立支援事業利用者の状況に応じて日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行が行われるよう、札幌市成年後見推進センターと札幌市社会福祉協議会の連携を強化します。

(6) 後見人となる人材の確保・育成・支援【レベルアップ】

地域における身近な存在として、本人の意思をより丁寧にくみ取って

後見活動を進めていくことができる市民後見人候補者を養成し、養成研修修了後は定期的にフォローアップ研修を行い、実際に後見活動を行う際には受任者向けの勉強会を継続して行います。これらの研修等では、後見活動に関する正しい知識を得るとともに、被後見人との適切な関係性について理解することで、トラブル等を未然に防止することを目指します。

また、実際に活動中の市民後見人に対する適切なサポート体制を構築し、市民後見人として活躍できる機会を増やすことを目指します。

(7) 後見人に対する支援

被後見人の状況等を踏まえた後見活動がなされるよう、専門職団体による既存の相談対応とともに、成年後見推進センターにおいても親族後見人に対する相談対応を継続します。対応にあたっては、後見人が抱える悩みに応じた幅広い支援となるよう、必要な支援内容について検討します。親族後見人への相談窓口の周知については、札幌家庭裁判所とも連携して取り組みます。

加えて、専門職後見人への必要な情報提供等の支援や、個人で対応が困難なケースなどに対する法人後見実施団体との連携について検討します。

施策6 生活困窮者への支援体制の充実

【現状と課題】

生活保護受給者や非正規雇用労働者、低所得者が増加している背景を受け、様々な生活上の課題を抱える方の自立を支援するため、平成27年(2015年)4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

福祉事務所を設置する自治体は、同法に基づいて自立相談支援事業や住居確保給付金を核としながら、地域の実情に応じて就労準備支援事業や一時生活支援事業などの各種事業を組み合わせた包括的な支援の実施が求められています。

本市では、生活に困窮する方の自立に向けた相談支援機関として「生活就労支援センター（STEP）」を設置し、長期間の離職や債務、住まいのことや家族関係、病気やひきこもりなど、様々な生活課題を抱えた方への包括的な支援を実施しています。

また、自立に向けては、就労に導く支援はもとより、その方の自己有用感や自尊感情の回復が不可欠です。地域や社会の中で居場所や役割を発見し、人とのつながりを実感することができるようにするためには、個人へのアプローチのみならず、働く場の開拓や様々な社会参加の場づくり、住民理解の促進等の取組が大切です。

令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞により、生活困窮者の新規相談件数や住居確保給付金の相談件数や申請件数も増加しております。

今後も引き続き様々な支援機関などと連携を深め、生活に困窮する方が制度の狭間や地域の中で孤立することがないように取組を進めていくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・生活に困窮する方の自立に向け包括的な支援体制を構築し、自立相談支援機関において一人ひとりの課題や状況に応じた支援プランの策定を行い、対象者に寄り添った支援を実施します。
- ・庁内外の様々な支援機関や住民組織と連携を深め、生活に困窮する方が

制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりや地域の中における支え合いの取組を推進します。

- ・生活に困窮する方の働く場や社会参加の場を創出し、企業や社会福祉法人¹⁰・NPOなど様々な団体や市民活動と連携した支援のネットワークを構築します。
- ・経済的な環境を原因として貧困が連鎖することがないよう、生活に困窮する世帯の子どもの学習意欲と進学意欲の向上を図ります。
- ・就労準備支援事業や一時生活支援事業、家計相談支援事業等の各事業を実施し、本人の状況に応じた支援を提供します。

【主な取組】

(1) 自立相談支援事業

「生活就労支援センター（STEP）」を中心に、ハローワーク、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、法テラスなどの支援機関と連携し、生活に困窮する方の経済的自立に向けた就労支援を行い、社会的なつながりを回復・維持することに配慮しながら、個々の状態に応じた包括的で継続的な支援を実施します。

また、身近な場所で相談できるよう、訪問等のアウトリーチや各区役所などにおける出張相談会の充実等などに取り組みます。

(2) 住居確保給付金

離職等により住居を失うおそれが高い方を対象に、一定期間、家賃相当額を住居確保給付金として給付することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援します。

また、区役所に設置するあいワークやハローワークなどと連携して、この給付金制度の周知や早期就職に向けた支援を行います。

¹⁰ 【社会福祉法人】社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法が定める一定の要件を満たして設立された法人。

(3) 家計改善支援事業【新規】

家計のやりくりが上手くいかず生活に困窮する方を対象に、支援員が家計管理に関する相談やアドバイスを行うとともに、必要に応じて法律相談や貸付事業等の活用を促すことで、生活の再生や自立を支援します。

(4) 一時生活支援事業

住居を失って生活に困窮する方を対象に、「ホームレス支援センター（JOIN）」が、住居の確保や就職など生活基盤の再建に向けた支援を行うとともに、緊急的に一定期間、衣食住など日常生活を支援します。

また、市内の巡回や生活相談会を行い、路上生活者への声掛けなどを通じた働きかけや、ホームレスを排除しない社会づくりを進めていきます。

(5) 就労準備支援事業（就労ボランティア体験事業）・認定就労訓練事業

社会との関わりに不安がある方や、他の人とのコミュニケーションが上手くとれない方などを対象に、社会福祉施設等でのボランティア活動や就労体験等を通じて、就労に向けた基礎能力の形成や、就労や生活意欲の向上を支援します。

また、就労にブランクがあり体力的に通用するか心配な方や、対人関係が苦手で職場での経験を積んで不安を軽くしたい方など、すぐに一般的な就労が難しい方を対象に、本市の認定を受けた民間就労訓練事業所の協力により、生活面や健康面の支援を受けながら働く場を提供します。

(6) 子どもの学習生活支援事業（札幌まなびのサポート事業）

生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援や居場所の提供等を行い、学習意欲と基礎学力の向上を促し、自ら学ぶ力を養うことで、高校等への進学や将来における安定就労に繋げ、貧困の連鎖を防止します。

基本目標Ⅲ

様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

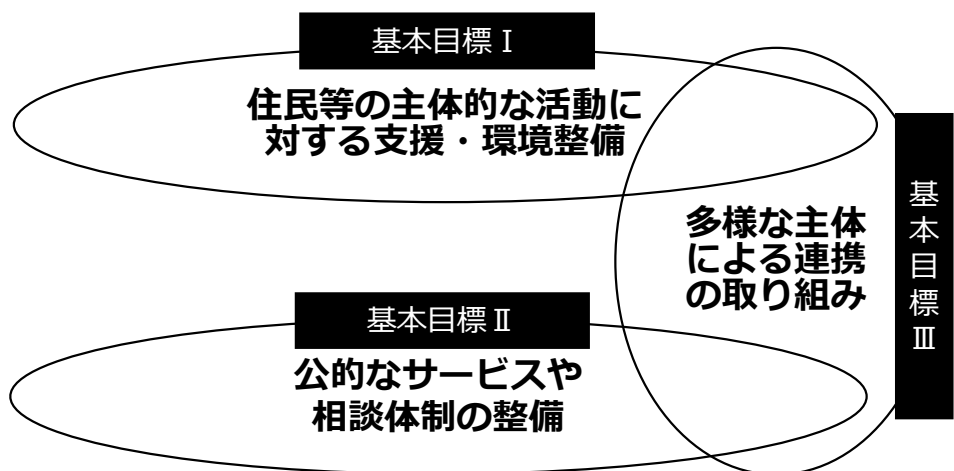
施策 7

地域福祉推進のための連携の取組

(参考)

【3つの基本目標の関係について】

基本目標Ⅲについては基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱの掲載事業から連携に関係する取組みが再掲される。



施策 7 地域福祉推進のための連携の取組

【現状と課題】

地域福祉課題は多様化・複雑化しており、単独の専門機関や既存の制度のみでは対応しきれない、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が増えていきます。

また、近隣関係の希薄化等により、生活に関する様々な課題を抱えたまま孤立してしまう一人暮らし高齢者や子育て世帯等も増えていきます。

こうした地域福祉課題に対応するため、平成 30 年(2018 年)の社会福祉法の改正により、多機関の連携・協働に基づく包括的支援体制の構築が市町村の努力義務に位置づけられました。

本市ではこれまで、高齢者、障がいのある方、子ども、医療など分野ごとに相談窓口を整備し、関係機関との連携・協働などを進めてきましたが、令和 4 年(2022 年)度からは、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に組織横断的に対応するため、モデルとなる区役所に支援調整課を設置しています。

このような関係機関や事業者等の多様な主体の連携・協働や、各地区の福祉まち活動等におけるノウハウや情報の共有をはかることなどにより、課題を抱えた方が支援の手から漏れないようにすることが重要です。

【施策の方向性】

- ・ 地域福祉活動における多様な主体の連携・協働を推進します。
- ・ 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、専門機関や住民組織の連携による包括的な支援体制の整備を推進します。
- ・ 各地区の福祉まち活動等におけるノウハウや情報の共有を促進します。

【主な取組】

(1) 地域福祉における多様な主体の連携【人材・広報…事業者などによる見守り事業】 【レベルアップ…地域連携ネットワークづくりにむけた取組】

多様化・複雑化する地域福祉課題への対応のため、行政のみならず、地域の住民や、関係機関、事業者などの多様な主体が連携する取組を実施していきます。

「事業者等による見守り事業」では、本市と協定を締結した事業者による高齢者等の見守り活動を推進していきます。また、協定締結事業者を増やすため、事業のPR等の呼びかけを強化していきます。〈再掲：2-(2)〉

「要配慮者二次避難所（福祉避難所）」においては人員や物資の輸送等について協定を締結している大学や関係機関と連携することで、円滑な運営を支援する体制整備を進めます。〈再掲：3-(6)〉

「生活支援体制整備事業」では高齢者の生活支援の基盤整備のために配置された生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の推進や、多様な主体との連携による地域の支え合い体制を推進します。〈再掲 4-(1)〉

成年後見制度の分野においては「地域連携ネットワークづくりにむけた取組」を強化し、成年後見制度をはじめとした権利擁護を必要とする人を速やかに制度利用へつなげるために、ケアマネジャーなどの相談援助職、地域包括支援センターや相談支援事業所などの相談支援機関、法律や福祉の専門職、行政などが連携して支援を行えるような体制構築に取り組みます。〈再掲：5-(1)〉

生活困窮の分野では「自立相談支援事業」において、「生活就労支援センター（STEP）」を中心に、様々な支援機関と連携しながら、就労支援等を実施します。〈再掲：6-(1)〉

また、各区においてコミュニティソーシャルワーク機能¹¹を担う札幌市社会福祉協議会と連携し、課題を抱える世帯が地域で埋もれることのないように支援していきます。

¹¹ 【コミュニティソーシャルワーク機能】地域において課題を抱える個人やその家族に対して個別に働きかけ適切なサービス・関係機関につなぐ「個別支援」と、住民主体による解決力強化の体制づくりを支える「地域支援」を一体的に行うことにより、地域の福祉力向上を目指す機能。

(2) 複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築

複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築として、令和4年(2022)年度からモデルとなる区役所に庁内関係部署や関係機関との調整を担う支援調整課を設置いたしました。

制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に対する、子ども、障がい、高齢者などの属性を問わない支援体制の構築に向け、組織横断的に対応する取組を推進していきます。〈再掲 4-(2)〉

(3) 地域住民の活動をつなぐ取組

支援を必要とする人に対する見守り活動を行う福祉のまち推進事業などにおいて、先駆的・効果的な取組に関する手引きや事例集等の作成や、フォーラムや連絡会議によるノウハウや情報を共有する機会の提供など、地域同士の連携を支援することで本市全体の地域福祉力の向上を目指します。〈再掲：1-(3)、1-(4)〉

第5章

計画の推進について

本章の内容

本章では、本計画で掲げた基本理念の実現に向けて、着実に取組を進めていくため、計画の推進体制や、進行管理・評価について整理しています。

また、進行管理のため、それぞれの施策について「成果指標」を設定しています。

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理・評価

3 成果指標

1 計画の推進体制

(1) 地域住民、事業者、行政等の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域住民、関係機関、事業者等と行政による協働によって実現します。本計画は、地域福祉を推進する上での行政の役割を中心として構成しておりますが、それぞれの機関がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って、計画を推進していくことが必要です。

(2) 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業者や社会福祉に関する活動者が参加する団体です。市、区、地区といった圏域ごとに地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。

社会福祉法においても、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられており、本計画においても、地域福祉活動への幅広い市民参加の支援など、大きな役割を担っています。

本市では、社会福祉協議会と連携しながら、本計画に基づく各事業を着実に進めていきます。

2 計画の進行管理・評価

(1) 計画の進行管理

計画関連事業に位置づけた事業は、年1回、所管部局から報告を受けて進捗状況を確認します。その際には、所管部局で事業の自己評価を行い、今後のより良い施策展開について検討します。

(2) 計画の評価

本計画は、適宜、札幌市地域福祉社会計画審議会など附属機関に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただきながら、計画を検証していきます。

3 成果指標

計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定し、目標への進捗を検証します。

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
見守り活動を実施・継続する地区の割合	97.75%	100%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策1-(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

【考え方】

世帯訪問等による高齢者などの見守り活動は地区福祉のまち推進センターの基本的かつ重要な活動です。

地域における孤立を防ぎ、困りごと抱えている人を速やかに発見し、必要な支援につなげるために、全地区での見守り活動の実施・継続を目指し、福まち活動調整員の養成等、活動の支援を行います。

施策2 住民などによる地域福祉活動の推進

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
地域活動に参加したことがある市民の割合	39.6%	45%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策2-(2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進

施策2-(8) 民生委員・児童委員活動の支援

【考え方】

地域福祉の推進には、多様な主体がそれぞれ可能な範囲で地域社会に参加し、つながり支え合っていくことが重要です。

多くの方に地域活動に参加いただくことにより、地域福祉活動の輪

も広がっていくと考えられるため、様々な活動への参加のPRなどを行い、地域活動への参加者を増やしていきます。

施策3 支え合いながら地域で生活するための環境整備

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
心のバリアフリーの理解度	26.6%	60%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策3-(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施

【考え方】

互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がいのある方を含め誰もが快適に暮らせる福祉のまちづくりを進めるとともに、心のバリアフリーや合理的配慮等の普及啓発を行います。

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合	—	100%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策3-(5) 個別避難計画作成の推進

【考え方】

高齢者や障害のある方を含む全ての地域住民が、地域で安心して生活するためには、災害発生時に支え合うことが重要です。

災害時の避難等に特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいのある方など、災害時のリスクが特に高いと考えられる方を対象として、災害時に円滑に避難できるよう、避難場所や支援者等の情報を記載した個別

避難計画を作成する取組について、行政が主体となり、令和6年(2024年)のモデル実施を経て、令和7年(2025年)から本格的に実施します。

なお、個別避難計画は、対象者の内、本人の同意が得られた方について作成します。

施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
地域包括支援センターが高齢者に関する相談を受けて対応した件数 (初回のみ計上)	31,377件	40,000件
障がい者相談支援事業所の総相談件数(基幹相談支援センターを除く)	155,862件	160,000件

※数値は単年度のもの

【関連する主な取組】

施策4-(2) 相談支援機関の充実

施策4-(3) 各種専門職の資質向上

【考え方】

高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方が、地域で自立した生活を送ることができるように、地域包括支援センターや介護予防センター、障がい者相談支援事業所などの相談支援体制を強化し、地域の相談支援体制の充実を図ります。

施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

指標	基準(2022年)	目標(2029年)
成年後見制度の市民の認知度 (制度内容を知っている市民の割合)	35.5%	50%

※数値は年度末時点のもの

【関連する主な取組】

施策5-(1) 地域連携ネットワークづくりに向けた取り組み

施策 5－(2) 制度周知の広報活動

施策 5－(3) 制度利用につながる相談支援・体制整備

【考え方】

成年後見制度について正しく理解することで、制度利用が必要となった際に速やかな利用につながります。一般市民向けに制度に関する普及啓発を行うことや、関係機関の職員を対象に制度利用に必要な手続きなど実務に関する研修を行い、制度の認知度の向上を目指します。

施策 6 生活困窮者への支援体制の充実

指標	基準(2022 年)	目標(2029 年)
生活就労支援センター利用者のうち 就労・増収となった人数	502 人	1,300 人

※数値は単年度のもの

【関連する主な取組】

施策 6－(1) 自立相談支援事業

施策 6－(2) 住居確保給付金

施策 6－(3) 就労準備支援事業・認定就労訓練事業

【考え方】

生活就労支援センター（STEP）を中心として、様々な支援機関等と連携しながら、生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援などを実施します。

施策 7 地域福祉推進のための連携の取組

指標	基準(2022 年)	作成中
支援調整課による複合支援の実施	2 区でモデル実施	

【関連する主な取組】

施策 7－(2) 複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築

【考え方】

作成中